

令和2年第2回長南町議会定例会

議事日程（第2号）

令和2年6月12日（金曜日）午前10時開議

- 日程第 1 諸般の報告
- 日程第 2 一般質問
- 日程第 3 承認第 1号 専決処分の承認を求めるについて
(長南町介護保険条例等の一部を改正する条例の制定について)
- 日程第 4 承認第 2号 専決処分の承認を求めるについて
(長南町税条例等の一部を改正する条例の制定について)
- 日程第 5 承認第 3号 専決処分の承認を求めるについて
(固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について)
- 日程第 6 承認第 4号 専決処分の承認を求めるについて
(令和2年度長南町一般会計補正予算（第1号）)
- 日程第 7 議案第 1号 長南町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例及び長南町行政不服審査法施行条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 8 議案第 2号 長南町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 9 議案第 3号 長南町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 10 議案第 4号 長南町手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 11 議案第 5号 長南町重度心身障害者の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 12 議案第 6号 長南町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 13 議案第 7号 長南町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 14 議案第 8号 長南町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 15 議案第 9号 令和2年度長南町一般会計補正予算（第2号）について
- 日程第 16 議案第 10号 令和2年度長南町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第 17 同意第 1号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めるについて
- 日程第 18 選挙管理委員及び補充員の選挙
- 日程第 19 議案第 11号 長南町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 20 発議第 1号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書提出について
- 日程第 21 発議第 2号 国における2021年度教育予算拡充に関する意見書提出について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（13名）

1番	宮	崎	裕	一	君	2番	林	義	博	君	
3番	河	野	康	二郎	君	4番	岩	瀬	康	陽	君
5番	御	園	生	明	君	6番	松	野	唱	平	君
7番	森	川	剛	典	君	8番	大	倉	正	幸	君
9番	板	倉	正	勝	君	10番	加	藤	喜	男	君
11番	丸	島	な	か	君	12番	和	田	和	夫	君
13番	松	崎	剛	忠	君						

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	平	野	貞	夫	君	教育長	小	高	憲	二	君
総務課長	三十尾	成	弘	君		企画政策課長	田	中	英	司	君
財政課長	今	井	隆	幸	君	税務住民課長	長	谷	英	樹	君
福祉課長	仁	茂田	宏	子	君	健康保険課長	河	野		勉	君
産業振興課長	石	川	和	良	君	農地保全課長	高	徳	一	博	君
建設環境課長	唐	鎌	伸	康	君	ガス課長	今	関	裕	司	君
学校教育課長	川	野	博	文	君	学校教育課主幹	大	塚		猛	君
生涯学習課長	風	間	俊	人	君	企画政策課長佐 書補	三	上	達	也	君

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	大	塚	孝	一		書		記	石	橋	明	奈
書記	記	関	本	和	磨							

○議長（松野唱平君） 皆さん、こんにちは。

本日が最終日となりますので、よろしくお願ひします。

◎開議の宣告

○議長（松野唱平君） ただいまから令和2年第2回長南町議会定例会2日目の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎議事日程の報告

○議長（松野唱平君） 本日の日程はお手元に配付したとおりです。

◎諸般の報告

○議長（松野唱平君） 日程第1、諸般の報告をします。

本日、町長から追加議案1件が提出され、これに伴い、議会運営委員会を開催し、議事日程の取扱いについて審査を行った結果、追加議案は本日の議事日程とすることに決定しましたので、報告します。

本日、大倉正幸君ほか5名から発議2件を受理しましたので、報告します。

なお、受理した発議については、お手元に配付したとおりです。

これで諸般の報告を終わります。

◎一般質問

○議長（松野唱平君） 日程第2、一般質問を行います。

昨日からの一般質問を続けます。

一般質問に当たり、質問者及び答弁者は要旨を整理され、簡潔に述べられますようお願いいたします。また、通告以外のことは答弁されませんので、ご了承願います。

本日の質問順位は7番です。

◇ 板 倉 正 勝 君

○議長（松野唱平君） 通告順に発言を許します。

9番、板倉正勝君。

[9番 板倉正勝君質問席]

○9番（板倉正勝君） 皆さん、おはようございます。9番、板倉正勝です。

一般質問の許可を得ましたので、進めていきたいと思います。

それこそ今の世間では、コロナの関係でいろいろ騒がれて、国会でもずっとコロナの話が持ち上がっているところでございます。

そういう中で、長南町はこの間の、昨日ですか。一般質問が大分ございましたけれども、交付金について、

長南町は1週間程度で皆さんに送ったということで、非常に長南町はいいほうなのかなど。それについては職員の皆様に本当にお疲れさまで、一生懸命やってくれているというような私個人の考えですけれども、そういう気持ちがあります。これからも対応を早くしてやれば、町民のみんなも喜ぶ、また安心していると思います。

ちょっと聞きますと、茂原市は結構時間がかかるって、いつお金が下りるんだという話も大分伺っておりますけれども、本町では非常にスピーディーにやっているのかなということを本当に感謝を申し上げます。

早速ですけれども、これから一般質問に入らせていただきます。

要旨、件名は1つしかございませんけれども、私が思ったところでまた突っ込んでいきたいと思いますので、それはお許しいただけますようよろしくお願ひします。

では、件名としまして、地方創生臨時交付金について。要旨では、地方創生臨時交付金の使途について伺いたいと思います。議員の皆さんもまだ分からぬところもあると思うので、少し細かく説明していただければと思います。よろしくお願ひします。

○議長（松野唱平君）　ただいまの質問に対して答弁を求めます。

企画政策課長、田中英司君。

○企画政策課長（田中英司君）　まず最初に、私のほうから使途についてということで総括的に述べて、あと、私の答弁の内容で、個々に板倉議員のほうから詳細にお伺いしていただければと思います。

まず、今回のこの新型コロナウイルス感染症対応の地方創生臨時交付金につきましては、地方公共団体が地域の実情に応じたきめ細やかな事業が実施できるよう、また、住民の生活の支援を通じた地方創生を図ることを目的といたしまして、5月1日付で臨時交付金、当町におきましては6,782万9,000円を配分する通知をいただいたところでございます。

若干、昨日いろいろと議員さんのほうから質問が出たものと重複いたしますけれども、今回は第1次配分ということもありまして、休業要請等による直接的な影響を受け、生活関連に係る減収等の影響を受けた方々を中心とした、町独自の支援策とさせていただいたところでございます。

その上で、しっかりと議員の皆さんに諮り、ご理解を得た中で、町独自の支援策8事業を実施していきたいとの考え方から、今般第2号の補正予算を提案させていただいたところでございます。

先月27日の閣議決定において、国の第2次の補正予算も閣議決定され、それで今日の新聞報道等ですと、本日、衆議院から参議院に送付され、第2次補正予算が成立する見込みであるというような報道等もされてございます。

そういうことで、今後も引き続き情勢を注視しながら、本当に必要な方々へ重点的に支援の手が行き渡るよう、また、今回はこれからまたV字回復というようなことで、東京アラート等も解除されたということで、これから今までの第1フェーズ、第2フェーズから、そこから今度立ち上がる第3フェーズ、経済活動の回復、それから第4フェーズ、強靭な経済構造の構築の局面という方向に向かうと思います。

したがいまして、この経済回復段階に適切に対応した取組を今から用意周到に準備を進める中で、万全な体制で町執行部においても十分検討を重ねてまいりますので、ご理解、ご協力のほどよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（松野唱平君） 9番、板倉正勝君。

○9番（板倉正勝君） 細かくちょっと聞きたいんですけども、子育て世帯応援給付金につきまして、支給基準についてお答えください。また、妊婦は対象となっておりますでしょうか。よろしくお願ひします。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

福祉課長、仁茂田宏子君。

○福祉課長（仁茂田宏子君） それでは、子育て支援ということで、今回子育ての応援ということで、1人当たり1万円というようなことで応援、支援をさせていただきます。

この内容につきましては、国も1万円を児童手当を受給している方に支給をするということに決まりまして、その国の分につきましては専決処分はさせていただいております。それと同額を今回、2回の補正で対応させていただいておりまして、子供のその基準は、3月分の児童手当を受給している方、なおかつ3月末日までに出生された方が対象となります。

ですから、4月以降に出生された方につきましては、今回は対象とならないような状況となっております。よろしくお願ひいたします。

○議長（松野唱平君） 9番、板倉正勝君。

○9番（板倉正勝君） 長南町は少子高齢化で、子供さんが少ないということですよね。そういった中で、妊婦さんも支給対象とするような長南町独自のそういう施策をつくって、妊婦さんにも給付、応援してやつたらどうなのかなと。町では子供さんが少ないという中ですね。ただ、国の施策だけではなく、町独自で妊婦さんへの支援をしていただきたい。対象者は何人でもないと思います。

だから、長南町のいいところを少し、本当は今回アピールをしていただければ、私よかったですのかなと。よその町村では報道関係に、新聞でもそうですけれども、独自施策で最初は出していましたよね。この長南町は何か出しても全て遅い。どうせ出すのであれば早めにそういうものを報道にでも出して、うちの町はこうやりますよということをやってくれたら、皆さんの目を長南町に、子供がいる人はやっぱり長南町に住みたいなど、そういうようなものを何かつくったほうがいいのではないでしょうか。コロナ禍で経済が打撃を受けている今だからこそ、町をちょっと旗揚げするといいますか、そういう何か一つきっかけをつくって、長南町に住みたいなという若い女性の方々が思えるような町づくりも、一ついいのではないのかなと。

国で決まった3月までに出生した人にやるとかという固い枠にはまらず、町独自のものもつくったらどうなのかなと、これはちょっと町長にも聞きたいたいと思いますね。町長、そういう考えがあるか、ないかだけでもいいです。簡単にちょっとよろしくお願ひします。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

町長、平野貞夫君。

○町長（平野貞夫君） 板倉議員から今いろいろとお話をありましたけれども、町としてはこの今回のコロナウイルス感染症対策に係る事業については、早くから検討はしております。一部の事業については、ある程度これでいこうと、一般財源を使ってまでもいこうというような話もしていました。

そういう中で各市町村、新聞報道を盛んにされていました。いましたけれども、町としては交付金が来る、それを踏まえてしっかりした計画を立て、事業計画を立てて、事業が明確に示せるような段階になつたら

出そうと。5月1日に交付金の通知が来たと言いますけれども、実際にこの作業に入ったのは連休明けですので、これでも急いでやったつもりでいます。

早めに新聞報道された市町村においては、事業の中身を追加したり、あるいは給付額を変更したりということをしているわけですけれども、私どもは1回の報道で済ませると。そこまで詰めた段階で出した。そういうふた関係で、若干の市町村との発表のすれば出てきているのかなというふうに思っていますけれども、それなりのしっかりした議論をして、今回計画をしたということはご理解いただきたいというふうに思っています。

今言った町独自の支援ということですけれども、議論の中では町独自の対応策については、かなり盛り込んでいるつもりであります。ありますけれども、もちろんその限度額が決まっている以上は、どうしてもやらなくてはいけない部分というのはやっぱりあるので、さらに町独自の対策も考慮したつもりであります。

当然、子育て支援として児童手当に上乗せすることも、また、それで救済できない妊婦さんについてはどうするかという議論もいたしました。妊婦さんにもどうしたらいいかという議論はしたんですけども、取りあえず、今必要な部分に幅広くやっていこうと。

先ほど担当課長から話があったように、第2次もあるということですので、もし今回漏れた部分については、第2次でもしっかりとこれは取り組んでいこうと、そういうような思いで第1次配分をさせていただいた、使い方を示させていただいたところであります。

そういうことで、全くそういった板倉議員さんがおっしゃっているようなことを全然度外視していたというわけではなくて、検討にはしていたということで、ご理解をいただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（松野唱平君） 9番、板倉正勝君。

○9番（板倉正勝君） 町長、ありがとうございました。町長さんも、執行部の方も、やっぱり考えていたということで安心しましたけれども、また第2弾もあるということを今町長のほうからも答弁のほうございましたけれども、次の2弾のときにはそういう考え方を先にもう打っていただいて、給付してやれるような形を取っていただきたいと思います。

それこそ、3月定例会では町の災害関係で、補正で長南町も財政がかなり厳しい中、またこのようにこの6月定例会ではコロナという世間的にも騒いでいるという中で、財政難が波がダブルで来ちゃっておりますので、町として見れば相当私なんかは思いますけれども、財政難で本当に大変だなど。職員の方も災害関係で一段落したのかなと言ったところにまたコロナ禍で、大変に忙しい日々を過ごしているというのは痛切に感じているところでありますけれども、こういったときにこそ過疎指定されている町なので、何かやっぱりちょっとこう色が出たらいいのかなというのを考えるところでございます。

次、産業振興課の給付金もあるように伺っておりますけれども、産業振興課としては中小企業または農業者といったようなところに支援策を考えているみたいでありますけれども、長南町は農業関係につきましては水稻がほとんどで、ハウス関係、葉物はほとんどやっていないため、売上げの減ということはほとんどないと思うんですけども、中小企業でも長南町は少ないと。飲食業にしても、かなりよその他町村と比べると件数が大してなくて、私なんかも見てもそんなに減少で大変だというところは数件あると思います。

でも、そういう予算というのは、長南町はあまり必要性はないのかなと思っておりますけれども、予算的に

は多少何かこう書類を頂きまして見ておりますと、本当に大変なところだけ絞ってやつたらどうなのかなというのを思います。

そういうお金をどこかほかに、交付金の中である程度枠はあると思いますけれども、そういうところをどこかちょっとほかに増して、増やしてやつたらどうなのかなと。私の本当の考えだと、本当に子育てが長南町は一番メインにいいたらどうなのかなと私は思って、一番最初の質問をさせていただきましたけれども、この近隣ですと、農業関係ではやっぱり白子町とか、一宮町、ああいうハウス関係のところはやっているところは、丸っきり販売も出ないと。みんな二束三文で、タマネギやつても、水耕栽培の関係でも、全然出ないと。捨てたほうがいいぐらいな感じでやっていますので、そういう他の町村では、そういう農業関係に大分手厚くやらないと大変なところもあると思いますけれども、長南町は町長さんもよく分かっていると思いますけれども、水稻では米だけだから、米はこの秋の関係ですので大したことないと思いますけれども、それであればほかの用途に、農業関係の用途に回してできるんであれば回していただきたいなということで、それについてお考えがあれば、ちょっと答弁のほうをお願いします。

○議長（松野唱平君）　ただいまの質問に対して答弁を求めます。

町長、平野貞夫君。

○町長（平野貞夫君）　農業関係については、今板倉議員がおっしゃったように大変水稻の生産の多い地域ですので、なかなか今回の支援、事業者となり得るというケースがほとんどないような気がします。ではありますけれども、中小企業の事業者と、そういったような方の中で、今回の支援する中で、どうしてもこの農業者もいるわけですね。

自分は該当していないくとも、何で農業の方向を見てくれないと、そういう声もないとは言えないので、ですので、実際野菜等を出荷している方たちもいるわけで、そういった人たちについては、やはりこのコロナ感染拡大の中で収入が落ちているというようなことも聞いています。ですので、いろんな意味で、この事業者の一つに農業者も加えたというようなことがあります。

それに、農業以外のところにそれは振り向けたほうがいいんじゃないかということですけれども、それは全部事業者であれば全て支援の対象としていきたいと、そういうような思いでいます。

以上です。

○議長（松野唱平君）　9番、板倉正勝君。

○9番（板倉正勝君）　町長も町内のことについてはよく分かっていると思います。私もだから、葉っぱものということで、露地野菜組合の人たちに伺ったところ、露地野菜であればある程度売れなくとも、2万から3万ぐらいの程度のマイナスぐらいだねということで、大きなダメージはないよというふうな話を伺いましたので、ほかの農業支援でも、このうちまた2弾もあると思いますけれども、予算に取り組むのであれば、ドローン関係とか、そういうものにでも早めに手を打っていただきたいと。返すことのないように、次の手、次の手を考えていただきたいということで、それについて産業振興課長と農地保全課長にちょっとあれば伺いたいと思います。

○議長（松野唱平君）　ただいまの質問に対して答弁を求めます。

農地保全課長、高徳一博君。

○農地保全課長（高徳一博君）　ただいまの板倉議員の質問ですけれども、第2次の地方創生の臨時交付金のほうが交付される予定ということで、その交付金が交付された際に、私の方で今現在考えております事業が2つほどございまして、1つ目につきましては、ただいま板倉議員のほうからお話をありましたドローンの関係、昨年一般質問のほうを受けて答弁のほうをさせていただいておりますけれども、スマート農業の導入ということでドローンの導入、また、このオペレーターの養成経費のほうにこの交付金を活用できないかというようなことは考えております。

昨年のカムシの被害によりまして、営農組織ですとか、大規模な担い手の方々につきましては、前向きにこの導入を考えていただいておりますし、既に導入をした営農組織もございます。

2つ目ですけれども、今まで黙認のほうをされておりました農業用のトラクターの作業機をつけた状態での公道走行につきまして、昨年4月の規制緩和によりまして、一定の条件を満たせば可能となりました反面、幅のほうが1.7メートルを超える作業機をつけての走行ですか、時速が15キロ以上の速度で走行のほうができます、俗にハイスピードモデルと呼ばれておりますけれども、この通行につきましては大型特殊自動車の免許が必要となっております。

この新たな免許の取得が農家の方々の負担となって、離農に拍車をかけることがないよう、町民の方でこの免許を取得し、引き続き営農を行っていく意欲のある方や、将来農業を行いたいと考えてこの免許を取得する方に、補助金のほうの交付ができるのかというようなことを考えております。

この2つの事業の目的、効果をどう地方創生の臨時交付金に関連づけるかを、現在施策のほうをさせていただいているところです。

以上です。

○議長（松野唱平君）　産業振興課長、石川和良君。

○産業振興課長（石川和良君）　取りあえず1次の臨時交付金のほうで、農業者をあえて入れさせていただきました。先ほど議員さんのおっしゃるとおり、私どものほうで対象となる農業者、これについては水稻の農業者のほうにはあまり影響が及んでいないのかと想定しております。

やはり米農家以外の野菜類、花卉、またはレンコン、それから酪農ですね。学校給食等で牛乳が出なくなってしまったと。こういった酪農農家さんに今回は農業者として特化して、支援金のほうを支給できればと考えております。

また、2次のほうについては、今のところ1次をやってみて、もし足りないよというところがあれば、また2次でいろいろ制度を考えていきたいと思っております。

また、2次のほうはハード事業ですね。こちらはなかなかコロナに特化できませんので、また少しその辺も考えて、2次のほうも考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（松野唱平君）　9番、板倉正勝君。

○9番（板倉正勝君）　ありがとうございました。

学校教育課の関係になりますが、大分休校で休みがございましたけれども、長南町としては生徒数も少ないんだから、何でよその町村と同じく休校していたのかなと。それは上から来ているから、それに決まりでやり

ましたと言えば、それあと聞くことはできませんけれども、そういうことを長南町独自で、生徒が少ないから奇数学年だとか、そういった類いですね。少しでも授業はできなかつたのかなと。そういうのをちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（松野唱平君）　ただいまの質問に対して答弁を求めます。

教育長、小高憲二君。

○教育長（小高憲二君）　今、板倉議員さんのご質問については、岩手県だと、出ないところも同じような思いは多分持っているのかなというふうな思いがするんですが、今回につきましては、3月の首相の休校宣言から、要請から始まりまして続いてきたわけでございますが、ある意味、私どもも国のその流れの中の一つの自治体の決断としても、それに従うということはあると思います。

だから、そのことを一つ置きまして、一つはやっぱり私どもは子供の命の安全とかというものは、何にも増しての最優先課題でございますので、子供が感染しないという状況は何としてもつくる必要がありますので、これは近隣市町村との連携の中で、やはり同じ歩みを取る必要があるというふうな認識で、最終的には町長の決断の中で進めさせていただいたと、そういう経過がございます。

○議長（松野唱平君）　9番、板倉正勝君。

○9番（板倉正勝君）　教育長会とか、いろいろご相談もしたと思います。千葉県内でもやっぱり都心に近いところはみんなコロナの感染者が多いということですと騒がれてきましたけれども、感染者が出ましたのはこの近隣では一宮町さんと茂原市さんぐらいで、長南町はそんなに心配するほどじやなかつたのかなと。

父兄の方には2度話を聞いたところ、子供はやっぱり学校へ行っているのが一番安全だよというような声を大分私は耳にしました。かえってうちにいて校外へ行く方が感染リスクが高まるのではないかと言って、親御さんなんかはやっぱり学校へ行っていたほうが安心できるねと、親御さんも大変なところがあるからだとは思いますけれども、そういったところで、長南町はそういうこと、本当先ほど言いましたけれども、生徒数が少ないため、何か打つ手はなかつたのかなと本当に思います。

それをみんな上から来た、右へ倣えで長南町もやっていたのかなと。これは町長が最終権限だと思いますが、教育長の判断でやっているとは思いますけれども、だけれども、そういったところでやっぱり長南町をどこかでアピール性を持つことが何でないのかなと、私個人では思います。

生徒数が多いところは、特色を持つのはちょっと難しいんじゃないのかなと。でも、長南町は生徒数がそれこそ小学校だと1クラスか、多い学年で2クラスでしょう。やってできないことはないのではないかというのは痛切に思っているところで、これから授業を始めると思いますけれども、少し授業数も大分足りなくなっていると思いますので、そういったところをどうやって長南町でよそより少しでも早くそれを短縮できるのか、そういうことについてちょっと伺いたいと思います。お願いします。

○議長（松野唱平君）　ただいまの質問に対して答弁を求めます。

教育長、小高憲二君。

○教育長（小高憲二君）　感染症については目に見えない部分でございますので、私どもも本当に学校の中から、あるいは教員から感染者を出してはいけないという思いは大変強いものがございます。特に、子供さんを取り巻く家族環境は、東京とか、首都圏とも十分つながっている環境の中で、そういう要素を持った子供の集まり

の場所としての学校になるわけですので、今回の再開に当たりましても本当に出なければいいなというような思いで毎日過ごしておるところでございます。

そういう中で、長南町だけというのもなかなか難しい状況がございますので、今指示されたいろいろ対応すべき条項はいっぱいございますので、学校のほうはそれなりに消毒等をしながらその対応、防止に努めておるところでございます。そこら辺の緊張感ある、不安感ある思いは、ぜひご理解いただきたいなというふうに思います。

それから、やっぱり3か月に及ぶ休みの中で一番心配されるのが、授業時数の問題だと思います。文科省も学びの保障という言葉で今出してきておりまして、その一つの手段として、昨日から議員さんたちのご指摘いただいているオンライン化というような問題も私どもは捉えておるわけでございますが、なかなか国の方向性と現場の状況のこの改善の中で、早急に対応しなくちゃいけないという状況がございまして、ここの苦労というようなものは、私どもサイドでは結構大きな状況がございます。

しかし、第2、第3波に備えても対応しなくちゃいけませんし、このロスといいますか、3か月の勉強できない時間については、何らかの形で早急に取り戻すと。時間的には厳しいわけでございますが、学習内容の理解というような部分で、重点的に教科横断的に取り進めるということで、何らかの形で夏休みを少なくする中で、現段階ではやっていこうということで確認しております。

○議長（松野唱平君） 9番、板倉正勝君。

○9番（板倉正勝君） ちょっと今、要旨のほうがずれまして、教育長には大変申し訳ないことをしました。

それでは、G I G Aスクール構想への支援事業ということで、元に戻りますけれども、タブレット1台と補助事業の地方負担分とかってあって、910万円ですか。ございますけれども、それは教育予算当初より少ないんじゃないですか。もう少しこういうときだからこそ、ぐっと教育関係で予算を取つたらどうでしょうか。

こういう機会に、この事業でもう少し予算余計に取ることはできないんですかね。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁求めます。

学校教育課長、川野博文君。

○学校教育課長（川野博文君） ただいまのご質問、いわゆる910万ということで、実は今回のG I G Aスクールの構想の中の助成ということで、実はこの部分については町負担分となっております。国の補助が、タブレットに対して3分の2が補助となっておりますので、これとは別に金額のほうが乗ってございます。

G I G Aの中では一応G I G Aモデルのタブレットがございまして、単価的には4万5,000円というのが標準のタイプになっております。あと、それにどれだけ付加をつけていくかということになっておりますが、現在ではその標準タイプのほうで予算を計上させていただいているところでございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（松野唱平君） 9番、板倉正勝君。

○9番（板倉正勝君） この次の2弾があるという話を伺っておりますので、2弾のときはもうしっかりと町の財政難を克服していく様子、予算をうまく取っていただきたいなということで、質問を終わりにいたします。

ご苦労さまでした。

○議長（松野唱平君） ここで暫時休憩とします。再開につきましては、10時50分を予定しております。よろしくお願ひします。

（午前10時41分）

○議長（松野唱平君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時15分）

◇ 岩瀬康陽君

○議長（松野唱平君） 一般質問を続けます。

次に、4番、岩瀬康陽君。

[4番 岩瀬康陽君質問席]

○4番（岩瀬康陽君） 私最後の質問者になります。議長のお許しをいただきましたので、通告どおり質問させていただきます。

執行部におかれましては、多分昨日、今日と2日間お疲れのことと思いますけれども、ひとつよろしくお願ひいたします。

それでは、簡単にいきたいと思います。

総合計画について伺います。総合計画は、本町の全ての計画の基本となり、町づくりの最上の位置づけられる計画でございます。この総合計画、おおむね10年間の町づくりの基本的な理念、目標、方針などを定める基本構想、そして5年程度の基本計画、さらには3年ごとの行政計画を示す具体的な事業を示す実施計画、この3層から構成されております。

この計画に基づきまして、町は住民の福祉の向上のため、様々な施策、事業を展開しております。本年度は第4次総合計画の最終年度でございまして、このため、町は現在新しい第5次総合計画策定を目指して取り組んでいるところだと思います。

それでは皆さん、新総合計画の目標年度は2030年度になります。10年後の日本の社会、どうなっていると思いますかね。マスメディアによりますと、2030年には高度な人工知能、いわゆるA Iを搭載したロボットとの共存社会、また、無生物資源を生かした燃料とかが9割、脱炭素、いわゆる循環型社会、そして再生医療等の進展による健康度がますます向上する社会が訪れると言われております。

現在、先ほど言いました人工知能、それからI o T、モノのインターネット化が主役の第4次産業革命と呼ばれる大きな変化の中にある、恐らく現在からは想像もつかない新しい未来が、便利な未来が実現していると思います。

また、今回のコロナウイルス、パンデミックとなりました。このパンデミック、コロナ禍によりまして、私たちの生活と価値観が大きく変容すると言われております。それは社会的距離を確保するため、緊急事態宣言時に拡大したリモートワーク、また、ローテーション勤務が定着して、在宅勤務が普及していくことです。やがて、家賃の高い都心にこだわる必要がなく、地方への移住がますます増えることが予想されております。このように、社会や住民の価値観が変容することを踏まえて、本町も新たな総合計画を策定していくことが、今

は大変重要なのではないかと思います。

また、新たな総合計画策定においては、現総合計画で掲げた基本構想、基本計画、その達成度と評価を実施して、町の現状を十分に分析し、町の特性、課題及びこれは一番大事なんですけれども、住民が望む町の姿を的確に把握し、それを実現させる目標を設定する必要があります。

そこで伺いますが、第4次総合計画の評価、検証の実施方法、その結果をお答えください。

○議長（松野唱平君）　ただいまの質問に対して答弁を求めます。

企画政策課長補佐、三上達也君。

○企画政策課長補佐（三上達也君）　ただいまの第4次総合計画の評価、検証の方法ということでございますが、第5次総合計画の策定におきましては、前期であります第4次総合計画の効果検証、これは必要不可欠な事項であると、このように認識をしております。

当初段階における総括的な効果検証を図るべく、本年1月でございますが、各課ヒアリングを実施しまして、その後、第4次総合計画を総括する調書を作成しておるところでございます。現在、各種施策の代表目標値ごとに、計画最終年である現時点の達成状況及びその分析について、入念に作業を行っている状況でございます。

当課では、これら一連の総合的な検証、これを取りまとめの上、しっかりと新総合計画に反映させていく予定でございますので、ご理解のほどよろしくお願ひ申し上げます。

以上でございます。

○議長（松野唱平君）　4番、岩瀬康陽君。

○4番（岩瀬康陽君）　そうですか。1月に各課のヒアリング、そして現在は担当各課で現時点での達成度の分析を実施中ということで、僕はもう少し早く進めているのかと思いましたけれども、昨年の台風、また今年のコロナということで、やむを得ないかと思います。分かりました。

それでは、次の要旨に移ります。

新総合計画は、令和3年度が初年度となりますので、議会の承認、そして町民等への周知期間等を考慮に入れると、本年度の第4回定例会前に策定する必要があると思います。

そこでお聞きしますが、新総合計画の策定スケジュールをお示しください。

○議長（松野唱平君）　ただいまの質問に対して答弁を求めます。

企画政策課長補佐、三上達也君。

○企画政策課長補佐（三上達也君）　第5次新総合計画の策定スケジュールということでございますが、この第5次総合計画の策定につきましては、議会の議決事項でありますので、本年12月議会への上程を予定してございます。

現在、策定に向け本格的な作業に入っておりまして、府内での会議、これは課長級の集まる新総合計画策定会議、それから補佐、係長級の集まる新総合計画策定委員会、こういった府内の会議を重ね、諮問機関でありますまちづくり委員会へもお諮りすべく、準備を進めておるところでございます。

今後、このような会議を数回、それぞれ3回程度の予定でございますが実施をして、パブリックコメント、これは2回、6月と10月の2回でございます。パブリックコメントも実施しながら、新総合計画につきましては12月までに策定をしていく予定でございます。

なお、今年度ですが、第2期地方版総合戦略を策定するほか、国の第5次となります新過疎法、これは新立法となる予定でございます。新過疎法に対応した市町村版過疎計画、この策定も新たに必要となってくる年度でございますので、第5次総合計画に関しましては12月議会、第4回定例会、こちらへ上程させていただき、住民の皆様への周知にも配意してまいりたいと考えておりますので、ご理解、ご協力のほどよろしくお願ひいたします。

以上でございます。

○議長（松野唱平君） 4番、岩瀬康陽君。

○4番（岩瀬康陽君） これから策定委員会と会議ですか。それが3回ずつ。また、それからパブリックコメントですか。これをあと2回ぐらいですか。そして、まちづくり委員会に諮問して、12月議会上程すると、非常にタイトな日程だと思います。

私としてはちょっと不満がありますけれども、この計画が遅延してしまうと、時代に整合した町づくり、いわゆる持続可能な町づくりに支障が生じてしましますので、執行部の英知をぜひ結集して取り組んでください。

次に、要旨の3に移ります。

約1か月半にわたる緊急事態宣言が解除されて、日本各地で徐々に通常の生活が戻りつつあります。この新型コロナウイルス感染症の流行は、狭いエリアに人口が集中する都市機能のもろさをあらわにするとともに、リモートワークの普及により働く場所が重要でなくなりました。つまり、企業は今まで中央省庁や取引先との対面で仕事を進めるには、つまり東京に会社を置かなければいけないという倫理感があり、それが失われつつあります。

そして、先ほども申しましたとおり、このリモートワークの普及と並行して、都市部は感染リスクが高いとして、地方に移住する機運が高まっております。政府の調査によると、地方で暮らすことに関心を持つ人は50%、また、地方への転職を希望する割合が36%に上っているとのことです。この状況は今後も変わらないと推測されております。

つまり、多くの人は豊かな自然の中で、仕事と家庭生活にゆとりを持って暮らしたい。つまり、自然との共生に志向が変化してきているんじゃないかなと思います。

そこで伺います。町は新総合計画で目標年次における町の将来像をどのように考えているのか、お答えください。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

企画政策課長補佐、三上達也君。

○企画政策課長補佐（三上達也君） 新総合計画における町の将来像をどのように考えているかということございますが、昨年度における一連の台風等による大規模な災害、また、今般の新型コロナウイルス感染症への対応を通じ、密集した都市から郊外への回帰、このような大きな社会変革のような現象、またはリモートワークの普及に象徴されるような働き方改革の観点など、本町のような過疎地域にとって、困難を好機に変えていく絶好のチャンス、意識改革が肝要であると、認識を新たにしているところでございます。

この町の持つ強みとは、都心からアクセスしやすい距離にありながら、自然の豊かさや里山の景観、公害や

事故の少なさを兼ね備えていると、こういう点でありますて、これは私どものみならずお住まいの皆様もお感じになっているということは、アンケートの結果からも分析し、明らかとなっているところでございます。

第5次総合計画におきましては、この強みを十分生かし、一方で課題となっている雇用の場の少なさ、こういったことを解決に導けるよう、各種施策を提示すべく、「人とつながり、地域とつながり、次代へつながるおだやかなサテライトタウン長南」、これを現時点のスローガンに据えまして、町の希望の持てる明るい将来像を描いていく、こういった計画書としたいと考えてございます。

以上です。

○議長（松野唱平君） 4番、岩瀬康陽君。

○4番（岩瀬康陽君） 先ほど私が2030年、10年後の我が国の予想社会をお話ししました。今の答弁、スローガンでは、いわゆる人工知能等の先端技術を活用したスマートな町、それがちょっとイメージしにくいですよね。

要は、住民がこれだけ閉塞、停滞している、多重苦で知られている町の将来に希望が持てるようなインパクトが必要ではないんじゃないですかね。僕は、基本構想は、要は自分たちが実現したい理想の町づくりを掲げるべきじゃないかと考えています。

私も答弁のとおり、新たな常態、いわゆるニューノーマルは、本町にとってまさにチャンスと考えています。先ほど申しましたけれども本町、都心から確かに1時間の距離にありますて、自然が非常に豊かで、光通信等のブロードバンドも整備されていて、また空き家、空き地等の積極的な活用により、サテライトオフィス等、そういうリモートワークのインフラ整備もできるんですね。そしてICT、いわゆる情報通信技術、人工知能等の先端技術の目覚ましい進歩や、再生可能エネルギーなどの普及促進により、魅力のある新たな町づくり、これに取り組むべきじゃないかと私は思います。

例えば、昨日の一般質問の中で、授業や事務のオンライン化の質問がたくさんありました。私は現在もう各家庭にパソコンを常備する人はいっぱいいます。しかし、私は役場と本町の全家庭をオンライン化すれば、行政手続は事務連絡及び高齢者の見守り、また、遠隔授業などを効率的に処理できるんじゃないかと思っています。

皆さん、高齢者のオンライン操作は難しいと思っていると思います。しかし、今は人工知能が人間の言葉を理解し、キーボードを打たなくても操作できるようになってきております。まして、見守り活動においては、例えばカメラを設置させていただいて、高齢者の見守りをできることになります。また、高齢者が当然なかなか難しいと思いますけれども、クラウド化によって各町の店舗だとか、もろもろとつながることによって、買い物もそのパソコンがあればできることになる。自分はそうやって思っています。

これからは、要は先端技術を活用した効率的で便利な町、そして、人と自然が共生できる優しい町が全ての人たちから希求されるんじゃないでしょうか。

そこで伺います。持続可能な町づくりのために、コンパクトタウンとスマートタウンを将来像として捉えてはどうかと思いますけれども、お考えをお聞かせください。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

企画政策課長補佐、三上達也君。

○企画政策課長補佐（三上達也君） ただいまのコンパクトタウン、あるいはスマートタウンに関する件でござ

いますけれども、ご案内のとおり新総合計画は最上位の計画でありますことから、当然に将来にわたる人口推計や地理的、地形的な条件、土地利用方針、産業や就労状況、交通体系などの各種統計データ、こういったものを十分に分析し、必要不可欠な条件になることを念頭に置きまして、持続可能な施策を各種分野に織り交ぜながら作成していかなければならぬと、このように認識をしているところでございます。

ご質問にございましたコンパクトタウン、スマートタウンといった将来像のテーマ、こういったものにつきましては、基本理念、施策の基本方針につながっていく個別的な項目となってくることから、その分野に取り込んでいく予定でございますので、ご理解のほどよろしくお願ひいたします。

以上でございます。

○議長（松野唱平君） 4番、岩瀬康陽君。

○4番（岩瀬康陽君） 個別項目に取り込む、そうじゃなくて、私はやはり先ほど言いましたけれども、要は理想を掲げていいと僕は思っているんですよ。そうしないと、やっぱり住民、町に対して希望を持てないですね。

時代を10年先、20年先を見据えた町づくりは、行政の務めなんですね。そういう面から、皆さんも過去にとらわれないで、新しい発想でもって理想とする町づくりを皆さんで考えていくいただきたいと思います。

私は住民と自然が共生するコンパクトタウン長南、また、スマートタウン長南でいいと思います。これからは気候変動、またコロナ禍により、自然との共生が必ずキーワードになります。世界的に見ても、既にこの流れは大きなうねりとなっております。だから、私は個別項目でなく、スローガンにすべきだと思います。よく検討していただきたいと思います。

それでは、要旨の4に移ります。現総合計画は、施策に数値目標が設定されていないため、計画の成果、また進行管理が適切に行われているか、客観的に判断することができません。実施計画も3か年の予算設定だけだったと思います。

しかし、地方創生関連事業等で、数値目標を用いた進行管理が義務づけられたことを契機に、自治体や住民等は数値目標を用いた客観性の高い進行管理に対する意識が高まっております。

そこで伺いますが、本町においても新基本計画の施策に数値目標を設定すべきではないかと思いますが、お考えをお聞かせください。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

企画政策課長補佐、三上達也君。

○企画政策課長補佐（三上達也君） 基本計画における数値目標の設定ということでございますが、現行の第4次総合計画におきましても、後半の5年間、後期基本計画におきましては、施策ごとに目標値を設定し、先ほどの答弁で申し上げましたとおり、この施策目標値ごとに達成状況、こういったものやその分析を進めている状況でございます。

新総合計画におきましても、計画書本体に記載することを予定しておりますが、具体的には、施策ごとの目標設定を数値を用いる形で行いまして、分かりやすさを担保したいと、このように考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願ひいたします。

以上です。

○議長（松野唱平君） 4番、岩瀬康陽君。

○4番（岩瀬康陽君） そうですか。なぜ前期の基本計画になくて、後期から入れたのかということは、恐らく気がついたんですかね。そうですかね。それで、達成度等がある程度判断できればいいのかなと思います。新総合計画においては、全て記載するということですので、住民や私たちも達成度が一目で分かると思いますので、ぜひ忘れずにお願いしたいと思います。

それでは、次の要旨に移らせていただきます。

本町も多くの中の自治体と同様に、少子高齢化を抑制して人口減少と地域経済の縮小を克服し、将来にわたって人々が安心して暮らせる持続可能な町づくりと地域活性化に取り組んでいかなければなりません。

この持続可能な町づくりの取組を推進するためには、政府が今年度からの地方創生第2期戦略で原動力と位置づけている、国連が2015年に採択した持続可能な開発目標、アルファベットでいうとSDGsになりますけれども、この理念に沿って進めることができると私は肝要ではないかと思います。

この持続可能な開発目標は、企業や住民など多様な利害関係人を巻き込んで、大きな経済効果が期待され、住民の生活の質や地域の価値の向上につながっていきます。

そこで伺いますが、国連が2015年に採択した持続可能な開発目標の視点を盛り込んで総合計画を策定すべきだと思いますが、お考えをお聞かせください。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

企画政策課長補佐、三上達也君。

○企画政策課長補佐（三上達也君） SDGsの視点ということでございますが、現在第5次総合計画の位置づけとしては、誰一人取り残さない視点、こういった視点から、平成27年9月に国連サミットで採択されました、令和12年を期限とする国際社会全体の開発目標でございます、全ての人が幸せを実感できる持続可能な世界を実現するための17項目が設定されている、この目標のことをSDGsと呼ぶわけでございますが、こういったものを国連のほうで提唱しております。

また、国におきましても、このSDGsの推進は地方創生に資するものでございまして、その達成に向けた取組を推進していくことが重要であると、こういった政府の方針も出ているところでございます。

このようなことから、町第5次総合計画を推進していく中でSDGsの達成に資するよう、その視点を各種施策にも盛り込んでいきたいと思っておりますので、ご理解のほどよろしくお願ひいたします。

以上です。

○議長（松野唱平君） 4番、岩瀬康陽君。

○4番（岩瀬康陽君） そうですか。持続可能な開発目標のポイントは、要は環境、経済、社会の調和により、持続可能な世界を構築、維持することができると捉えていることです。

要は、この調和により現世代と将来世代が共に安心・安全に暮らせる世界を構築することを目指すものです。本町でも17の持続可能な開発目標を各施策に盛り込むということですので、将来においても活力のある持続可能な町となるよう、よろしくお願ひしたいと思います。

なお、我々議会が鳥取県の日南町を視察しております。そこは早くからコンパクトタウンに取り組んでおりまして、このたび僅か5,000人弱の町なんですけれども、このSDGsに取り組んでおりまして、やれば小さ

な町だってできるわけなんですけれども、要は未来都市に選定されております。あそこも本当に林業が盛んな、本当に山間地域です。そういう町でも、何とか自分たちでSDGsを取り入れながら、民と協力しながら、活力のある持続可能な町、そういうものをつくろうと必死になって考えております。

そういう中で、本当はうちのほうの町もSDGsの取組、様々17のポイントがあります。全ての人に健康と福祉、また質の高い教育をみんなに、そしてエネルギーをみんなに、そしてクリーンに、特にうちのほうの本町、天然ガスがすごくメリットがあつていいと思うんですけども、やはりこういうSDGsの関係からいうと、だんだんと今石油が先細りが見えてきます。いわゆる天然ガスだって、はっきり言って石油製品の約6割は温暖化ガスを排出しますので、そういうものについても、世界のほうからだんだん縮小する動きが広まつてくると思います。そういうことも考えながら、やはり総合計画の中に取り入れてみたらいかがかなと私は思います。

次、最後の要旨6に移ります。

自治体の長期計画の在り方は、地域の実情を的確に分析し、住民の意向を十分に酌み取った上で、地域の将来像を描いていく客観性と科学的な根拠を持たなければならないと思います。つまり、本町の将来を規定する総合計画においては、行政職員の高い調査分析力及び住民の意向の的確な把握が求められるとともに、計画策定への積極的な住民の参加、協働の取組が必要と考えます。

そこで伺います。住民参加により新総合計画を策定すべきではないかと考えますが、お考えをお聞かせください。

○議長（松野唱平君）　ただいまの質問に対して答弁求めます。

企画政策課長補佐、三上達也君。

○企画政策課長補佐（三上達也君）　計画策定における住民参加といった視点でございますけれども、今回の第5次総合計画の策定でございますが、作業につきましては昨年度から策定の準備作業ということで進めてきておりまして、各種団体等のヒアリング、これは3営農組合をはじめ、給田の子育て交流館で活動されている育儿サークル、それから商工会青年部、こうした団体に対して実施をしてきたところでございます。

また、これも昨年度の動きになりますけれども、中学生への意識アンケート、これは中学2、3年生を対象に、人数にしては92名、アンケートの回収についても全ての学生さんから頂きましたので、回収率100%でございました。中学生アンケートであつたり、また一般住民意識調査、これは18歳以上の町民を対象に、無作為に抽出しました1,200名にアンケートを配布させていただきまして、491名の方から回答を得ました。回収率にしますと40.9%でございました。この一般住民意識調査を実施しておるところでございます。

今後、住民参加の手段としましては、先ほども申し上げましたパブリックコメントを2回に分けまして、まず6月には総合計画の骨子案についてのパブリックコメント、10月につきましては計画全体の原案につきまして実施していく予定でございます。

したがいまして、本年12月議会の議案承認に向けて、住民からの意見や考え方を十分に酌み取りまして、配慮していく中で新総合計画を策定してまいりたいと考えておりますので、ご協力のほどお願いいたします。

以上です。

○議長（松野唱平君）　4番、岩瀬康陽君。

○4番（岩瀬康陽君） 住民のアンケート調査、それから団体等のヒアリング、そして最後はパブリックコメント、確かにこれでも住民の意見、考え、取り入れることはある程度はできます。しかし、これではご多分に漏れず、行政側、町の意向に沿った質問で、行政の考える町づくりに誘導することになり、真に住民が望む総合計画ができないのではないかと私は危惧しています。自分も行政経験がございますので、多分にこれを危惧します。

今までの総合計画は、町が行政運営の目標、方向性を定めて、計画の推進に責任を負う行政計画なんですね。つまり、住民に理解と協力を求めることがあります。しかし、私は活力ある持続可能な町をつくっていくには、次世代を担う若者を含めた多世代の住民視点、考えて、総合計画策定に取り組むことが肝要と思っています。

つまり、行政と住民が目標を共有し、これは一番大事ですよね。その実現に向けて取り組む事項、施策を一緒に決めていく。そして、住民にも一定の役割と責任を求める、いわゆる公共計画にすべき、いわゆる行政計画じゃなくて、住民と一緒に公共計画をつくるべきだと考えます。

この公共計画とすることにより、住民と行政が責任を持って協働で町づくりに取り組むことにより、その結果、この町が好きだ、この町をよくしたい、この町に住み続けたいと考える人たちが増えてくるのではないかでしょうか。その上、町の魅力を高まることが期待でき、ひいては次世代に安心して引き継ぐことができる持続可能な町になるのではないかでしょうか。

そこで再度伺います。新総合計画策定のための町民対話、また、ワークショップなどを開催すべきと考えますが、お考えをお聞かせください。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

企画政策課長補佐、三上達也君。

○企画政策課長補佐（三上達也君） 新総合計画策定のための対話、ワークショップなどを開催すべきというご質問でございますが、先ほどちょっと説明の中から漏れておりましたが、この総合計画の策定とはまた別に、例えば今年1月だったと思いますが、長南集学校開催のイベントで、やっぱり若い町民の方が集まる機会がありまして、町長以下私どもも参加をさせていただいたといったような事案もありました。

こうした機会に私どもも多く顔を出していくことによって、皆様がお持ちの意見、こういったところをお伺いしていけたらなと思っておりまして、何も計画策定まで参加するというものではありませんで、策定以降、進捗を図る中でもそういう機会を捉えて、計画のほうに反映させてまいりたいと、このように考えておりますので、ご理解のほどお願いを申し上げます。

以上です。

○議長（松野唱平君） 4番、岩瀬康陽君。

○4番（岩瀬康陽君） ちょっと僕の行政計画と公共計画が理解されていないのかなとは思います。自分もこの12月の定例会に上程するというと、かなり先ほども言ったとおりタイトなスケジュールになると思います。でも、やっぱり住民と町が一体になってつくっていかなければ、この町を本当によくすることは私は難しいと思います。

どんどん今この町、縮退しております。町のこの新総合計画が方向性を決めていくんじゃないかなと強く考えています。今、役場と住民が一体となって協働で町づくりに取り組まなければ、この町の未来って明るくない

んじやないでしょうかね。

難しくても、時間つくりましょうよ。つくることは可能なはずです。よく言っていましたよね、なせば成る。確かに、新しいことに取り組むのは非常に手間と時間がかかり、おつくうなんですよ。でも、この機会を逃したら次、10年後ですよ。10年たったら、ここにいる人たちも、もう下手したらあれですよね、ほかの世界にいるかもしれない。今がやっぱりそれを捉えてやっていかないと、今がチャンスかもしれない。

だから、やはり住民対話とか、ワークショップやっていって、協働で総合計画をつくっていきましょうよ。とにかく総合計画が町の上位計画だから、それから全部派生的に様々な計画が出ていきます。だから、やっぱりそういうふうに住民と一緒にやっていくべきだと思います。

この辺、町長に答えていただけますか、最後に。町長のお考えをお聞かせください。

○議長（松野唱平君）　ただいまの質問に対して答弁を求めます。

町長、平野貞夫君。

○町長（平野貞夫君）　町づくりの主役は町民の皆さんであります、そういった中で、計画もそうですけれども、様々な事業については住民参加型行政の推進、あるいは協働の町づくりというような形で進めているわけであります。

この総合計画についても、これは今後の町づくりの上位計画として、これが基本になるわけであります、町民の皆さんとともに計画を策定していくと、これは一番大事なことであるんじゃないかというようなことで、それは同じ考え方であります。

そうであったとしても、現実的にはなかなか難しい面もあります。というのは、町民の皆さんからご意見を聞く方法としては、今先ほど課長補佐のほうから話がありましたように、アンケート調査をしたり、あるいはパブリックコメントで町民の皆さんのお意見を聞く機会を設けたり、あるいは町長への手紙ですか、そういったところでの意見も聞いておりますし、そして町民の代表からなる附属機関で審議をしていただいていると。そして、最終的には町民の代表である議会の皆さんのお意見を聞くと、いろいろと行っているところであります。

さらに、総合計画ではないんですけども、いろんな意味で説明会を開催したり、あるいは町長と語る会を行ったりしておりますけれども、なかなか全部が全部町民の皆さんのお意見が取り入れられるかというと、なかなかご意見もごく限られた方のみの意見となっているというのが現実です。

ですので、確かに理想としては住民参加型の行政と、全ての町民の皆さんのお意見をいただきながら計画に反映させていくということは言っていたとしても、その手法としてなかなかこう限られてきてる部分がある。恐らく住民参加型行政、協働の町づくりというのは、これから行政の大きな課題になってくるんじゃないかというふうに思っています。それをいかにスムーズに全ての皆さんのお意見を取り入れて、それを町政に反映させていくかということは大きな課題になってくると思うので、私どもでもそうはいってもこれは皆さんと協働でやっぱり計画をつくっていくということは大前提でありますので、限られた時間ではありますけれども、今岩瀬議員がおっしゃっているようなことは、この限られた時間の中でどのくらいできるかということも踏まえながら、ひとつしっかりと前向きに捉えていきたいと、策定に向けて取り組んでいきたいと、そんなように思っています。

以上です。

○議長（松野唱平君） 4番、岩瀬康陽君。

○4番（岩瀬康陽君） ありがとうございました。

町長も答弁しづらかったのかとは思います。でも、町長、僕は思うんですよ。やっぱり町長、住民との協働は課題だと思いますけれども、僕は課題じゃないと思います。これは今後の町づくりの、いい町をつくっていく一つの方法だと思います。

この流れというのは、ほかの小さな町でも、様々なところで起きています。やはり、やる気ですよね。要は、会社もみんなそなんですけれども、社員が変われば会社は変わります。役場だって一人一人の職員が意識を高めて、物事を進歩的に考えていけば、役場そのものが変わります。ぜひ皆さんも常にそういう気持ちで住民に接するとともに、行政運営に当たっていただきたいと僕は思います。

時間もありませんので、以上で質問を終わりにします。

○議長（松野唱平君） 町長、平野貞夫君。

○町長（平野貞夫君） どうもありがとうございました。

課題と言ったのは、協働の町づくりを課題と言ったわけじゃなくて、町民の皆さんに参加してもらえる行政の在り方の手法、手法が今後課題になってくるんじゃないかと。どういうふうなやり方で町民の皆さんの意見を取り入れるかと、そういう手法が今後ずっと大きな課題になってくるんじゃないかと、そういうことを言ったわけで、もちろん住民参加型の行政、協働の町づくり、これの基本的なものは変わるものじゃありませんので、そこをご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（松野唱平君） 4番、岩瀬康陽君。

○4番（岩瀬康陽君） 分かりました。それでは、手法についてはまた私のほうと協議したいと思います。よろしくお願いします。

以上で質問を終わります。

○議長（松野唱平君） これで4番、岩瀬康陽君の一般質問は終わりました。

ここで暫時休憩とします。再開につきましては、午後1時を予定しております。

（午前1時58分）

○議長（松野唱平君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時01分）

◎承認第1号の質疑、討論、採決

○議長（松野唱平君） 日程第3、承認第1号 専決処分の承認を求めるについて（長南町介護保険条例等の一部を改正する条例の制定について）を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

7番、森川剛典君。

○7番（森川剛典君） 1点伺います。

町の介護保険条例で、介護保険料が安くなるのは歓迎ですが、介護に関しての関係者から、訪問介護などの補助について、家政婦的な介助部分が減額になるかもしれない、そういう話があったということで、それも、その部分は町村の判断による部分もあると、そんなふうに聞いたので、今回の改正は単に保険料率が下がると、それだけの会計だと思うんですが、一応そういうことがあるのかということで確認だけさせてください。お願いします。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問について答弁を求めます。

福祉課長、仁茂田宏子君。

○福祉課長（仁茂田宏子君） それでは、今回の条例改正に基づきまして、介護保険サービスがどうなのかといふことでございますけれども、今回の改正によってサービスの低下が生じるようなことはございません。

お願いします。

○7番（森川剛典君） ありがとうございます。

安くなったからといって、サービスが下がらないということですね。分かりました。

○議長（松野唱平君） ほかに質疑はございますでしょうか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（松野唱平君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（松野唱平君） なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、承認第1号 専決処分の承認を求めるについて（長南町介護保険条例等の一部を改正する条例の制定について）を採決します。

本案について原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（松野唱平君） 起立全員です。

本案については原案のとおり承認されました。

◎承認第2号の質疑、討論、採決

○議長（松野唱平君） 日程第4、承認第2号 専決処分の承認を求めるについて（長南町税条例等の一部を改正する条例の制定について）を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

12番、和田和夫君。

○12番（和田和夫君） 参考資料の4ページにあるウのところに、使用者を所有者とみなす制度の拡大とあります、これに該当する方というのは今まであったでしょうか。お答えください。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問について答弁を求めます。

税務住民課長、長谷英樹君。

○税務住民課長（長谷英樹君） こちらは新しく使用者の方を所有者とみなすということでございますので、今現在はこういった事例はございません。

○議長（松野唱平君） ほかに質疑ありますか。

7番、森川剛典君。

○7番（森川剛典君） 全く同じ場所で、その所有者をみなしてという項目が今回加わるということで、該当者がいないということですが、こういう場合もあるかなということで、ちょっとお話をしながら質問4点あります。

固定資産所有者の所在が不明であるが、その使用者を所有者とみなすと。これ、空き家対策の観点からお聞きしますが、最近頼まれて空き家探しをしたんですが、その空き家は相続者が何十年も前に亡くなつて、80代の三女が比較的近所に住んでいることから、夫とその娘が家の周りや家中もたまには管理しているんでしょうが、こういう場合、特に使用しているわけではないが善意で家を守っている、こういう人は使用者になるのか。まずこれが1点。

それとは別に、今度は税を払うようになった使用者、こういう場合は税を払っているので、将来的に所有の権利を有するようになるとか、そういうことはあるのか。

3点目、こういう税が初めて適用されて、今は該当者はいないと言っていたんですが、空き家対策というか、空き家がたくさんあるので、いろんなことでみなし使用者というのは出てくるのかなと思っていますので、この辺は早めにそういう空き家対策の方じゃないけれども、空き家の方とかに、相続に話が一定周知があったほうがいいと思うので、その辺をどう考えているか。

4、この税の目的ではないんですが、この税をはっきりすることで、空き家の相続対策を進めるべきだと思うんですが、この税制措置には空き家対策とか、そういう意図があるのか、その辺をちょっと教えていただきたい。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

税務住民課長、長谷英樹君。

○税務住民課長（長谷英樹君） では、森川議員さんの4点のご質問についてお答えさせていただきたいと思います。

まず1点目の、善意で家を守っている方が使用者になれるのかというご質問かと思います。こちらにつきましては、固定資産税の納税義務者は原則、登記簿上の所有者となってございます。そして、調査した結果、所有者が不明の場合のみ、課税上使用者を所有者とみなし、固定資産税を課すことができることとなってございます。

そのため、まず相続人の調査をして、その結果により所有者を特定していくこととなりますので、今回の事例につきましては、三女の方の夫とその娘さんが管理されているということでございますので、親族には該当

されるのかなと思われますが、現状では判断についてはちょっと難しい状況かと思われます。

国におきましても、使用者の範囲や考え方につきましては別途通知するとなってございますので、この通知を踏まえ、適切に対応させていただきたいと思います。

2点目の、税を払った使用者は所有者になれる権利があるのかといったご質問でございますが、固定資産税を払っている方イコール土地の所有者ということではございませんので、固定資産税を払ったからといって直ちに所有者になれるわけではないと思われます。

そして、3点目にどのように周知をしていくのかというご質問でございますが、該当する方につきましては当然個別に対応させていただきます。また、広く町民の方に周知することにつきましては、広報や納付書の発送時にチラシ等を同封するなどにより、周知を図ってまいりたいと考えております。

そして、最後4点目でございますが、空き家の相続対策を進める意図が、今回の税制措置にあるのかというご質問でございますが、今回の税制改正につきましては、相続登記の早期解消や固定資産税を適正に課税するための改正でございますので、そういった意図はあると解釈しております。ご理解のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（松野唱平君） 7番、森川剛典君。

○7番（森川剛典君） では、1点目の回答についてお願いしておきますが、せっかく家も使えばいいから、結局相続が分からぬからその空き家を借りることにならなかつたんですが、それにしてもまだずっと管理してくれると思うんですよ。

その場合に、今度意図がはっきりして、その人はもう家をかまつてゐるし使用者だということになると、じゃ、今度は誰もその家を守ろうとか思わなくなつちゃうわけですよ。その辺はひとつ今後考慮していただきたいということで、要望して終わります。

○議長（松野唱平君） ほかに質疑ありますか。

9番、板倉正勝君。

○9番（板倉正勝君） 今の質問で森川君が言ったのは相続権の問題で、亡くなられた人も相続していなくて、その上の代の人が相続していく、逆に、今の人人が相続しようというときに、その上から上へ全部印鑑をもらつてやるというのが大変だから取っていないというケースも多いんじやないかと思うんですけども、それは今、空き家のことですけれども、これから今は田んぼの関係なんですけれども、仮に相続者がいても、その田んぼを私は放棄しますと、そういう問題も今出てきているところだと思うんですけども、そういった場合、相続権があるのに、私はこんな田んぼとか何か管理するのは大変だからということで放棄して、所有者が今度はいなくなつた場合ですよね。

そういう場合について、仮にでは田んぼであれば、それ、耕作で作っている人のものになるのか、その辺ちょっと教えていただければ。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問について答弁を求めます。

税務住民課長、長谷英樹君。

○税務住民課長（長谷英樹君） ただいまの板倉議員さんのご質問でございますが、農地を放棄されたということでおございますが、課税上でござりますが、あくまでも登記簿上の所有者ということになってございますので、

きちんとその登記簿上で放棄をされたということがない限りは、その相続人の方が所有者ということで、税の関係では課税をさせていただくことになります。

○議長（松野唱平君） 9番、板倉正勝君。

○9番（板倉正勝君） 大体そこまでの話は分かるんですけれども、その後どうしても相続が、私なんか何も要りませんというケースが今増えているんですよ。年寄りの親がいて、その子供が農地は要らないと言うので親が転売を考え、不動産屋等に話を聞いていても、誰も買手がいないと。だから、親が工地をもう放棄するんだよと。

自分の今現在に親が、親の名義になっていれば、すぐ名義でも変えるのは簡単なんだけれども、その親の親の代の名義になっているやつは、私なんかも物件がありますけれども、私の祖父の名前で私の親になっていないでというのあります。そういうのは今、世帯主のところへ来ているから、私なんかは払っていますけれども、そうじゃなくて、それを完全に放棄しちゃうんだよと。

これから、それで固定資産税が上がるケースがこれは大分出てくるんじゃないかなと、そういうのは国に返すということはやっぱり無理なのかね。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問について答弁を求めます。

税務住民課長、長谷英樹君。

○税務住民課長（長谷英樹君） 最終的に国に返すということでございますが、あくまでもちょっと税の関係でございますと、その登記簿上の所有者ということになりますので、こちらについてはちょっと私のほうからはちょっと回答は難しいかと思います。

○議長（松野唱平君） 町長、平野貞夫君。

○町長（平野貞夫君） 放棄して所有権がどういうふうに変わるかというのは、またいろんな法的な手続もあるんだろうと思います。なかなか今、板倉議員がおっしゃったような苦労というのは現実的な問題として、実際はもう土地を維持管理できないから、何とか行政で引き取ってもらえないかと、そういう寄附の申入れというのは結構あるんですね。

というのは、要するにもう簡単には放棄できない、所有権はずつとついて回るんだと。相続人がある以上は、所有権はもうおのずと決まってくると。そういうふうなことで、これは今後の大きな課題かなというふうには思っているんですけども、現実的にそういう例もあるということでお話をさせていただきました。

○議長（松野唱平君） ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（松野唱平君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（松野唱平君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、承認第2号 専決処分の承認を求ることについて（長南町税条例等の一部を改正する条例の制定について）を採決します。

本案について原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（松野唱平君） 起立全員です。

本案については原案のとおり承認されました。

◎承認第3号の質疑、討論、採決

○議長（松野唱平君） 日程第5、承認第3号 専決処分の承認を求ることについて（固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について）を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（松野唱平君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（松野唱平君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、承認第3号 専決処分の承認を求ることについて（固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について）を採決します。

本案について原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（松野唱平君） 起立全員です。

本案については原案のとおり承認されました。

◎承認第4号の質疑、討論、採決

○議長（松野唱平君） 日程第6、承認第4号 専決処分の承認を求ることについて（令和2年度長南町一般会計補正予算（第1号））についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

12番、和田和夫君。

○12番（和田和夫君） 一つは、定額給付金についてです。昨日のお話で、95%の方に行き届いたと。やはり職員の皆さんの努力に感謝したいと思います。

それと、その上でなんですかけれども、一つはまだ申請されていない方の見通しと、今後の方向についてお答えください。

それから、もう一つは基準日以降に生まれた子供に対しての、町が独自に10万円をやることは考えていませんか。お答えください。

○議長（松野唱平君）　ただいまの質問について答弁を求めます。

福祉課長、仁茂田宏子君。

○福祉課長（仁茂田宏子君）　それでは、給付金のまだ申請されていない方というのをまず申し上げますと、11日、昨日閉めた後の未申請の世帯数といたしましては158世帯ございます。この世帯に対して、今週は防災無線で申請の促進をしているところでございます。そして、また7月からは、また未申請者に対しまして、早めの手続を促してまいりたいと考えております。

2点目の子供の子育て支援ということで、基準日以降に何か支援策はないでしょうかという、今ご質問かと思います。今の時点では特に対応方法は考えていませんが、先ほども地方創生の話の中で、また第2次配分等があることが考えられておりますので、またその中で子育て支援策に必要な支援があれば、そこは考え、検討していくかと思います。

○議長（松野唱平君）　12番、和田和夫君。

○12番（和田和夫君）　基準日以降に生まれた子供についても考えて貰えるように、お願いをいたします。

○議長（松野唱平君）　ほかに質疑ありませんか。

8番、大倉正幸君。

○8番（大倉正幸君）　特別定額給付金につきましては、我が家にも60万円ほど頂きました、子供たちにもこれは貯金するんじやなくて経済のために、経済を回すために使い切るようにというふうに言いながら、10万ずつ渡しました。

そういうわけで、この施策に私は全く反対するつもりはないんですけども、この案件につきまして、臨時議会を開くのと、専決するのと、2通りのことが考えられるかと思うんですが、今回専決した理由というんですか、経緯を教えていただければと思います。

○議長（松野唱平君）　ただいまの質問について答弁を求めます。

町長、平野貞夫君。

○町長（平野貞夫君）　臨時議会をお願いするケースと専決処分、2通り考えられるわけですから、今回はこの時期ですので、臨時議会を招集することはどうかということと、大きな点は、この本事業については特定財源で対応すると。一般財源はほとんど用いないと、そういうようなことで、財源の裏づけがあったことから専決処分をさせていただいたということあります。

以上です。

○議長（松野唱平君）　8番、大倉正幸君。

○8番（大倉正幸君）　この件については、他市町村は臨時議会を開いているところもあるんですよね。もちろん、そこで反対意見とかも出なかつたとは思うんですけども、町長おっしゃられたように、これは国からの国庫100%、国庫支出金であるということで、町は定額給付の窓口にすぎないということだとは思うんですけど

れども、あとは、専決案件が今回4点ほどあったわけなんですね。そういうところも踏まえて、臨時議会を開いてもよかつたんじゃないのかなというふうに私は思いまして、質問をさせていただきました。

なお、議員必携をちょっと取り出してみたところ、もうこれはご承知かと思いますけれども、時間的余裕があったと思われるのに、町村長が主観的に時間的余裕がないとして専決処分をしたというようなことがあれば、議会としては毅然なる態度で不承認とすべきというようなことも書かれております。そういうところを踏まえまして、今後もまたご検討いただければと思います。

以上です。

○議長（松野唱平君）ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（松野唱平君）質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（松野唱平君）討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、承認第4号 専決処分の承認を求めるについて（令和2年度長南町一般会計補正予算（第1号））を採決します。

本案について原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（松野唱平君）起立全員です。

本案については原案のとおり承認されました。

◎議案第1号の質疑、討論、採決

○議長（松野唱平君）日程第7、議案第1号 長南町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例及び長南町行政不服審査法施行条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（松野唱平君）質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（松野唱平君）討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第1号 長南町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例及び長南町行政不服審査法施行条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案について原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（松野唱平君） 起立全員です。

本案については原案のとおり可決されました。

◎議案第2号の質疑、討論、採決

○議長（松野唱平君） 日程第8、議案第2号 長南町印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（松野唱平君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（松野唱平君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第2号 長南町印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案について原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（松野唱平君） 起立全員です。

本案については原案のとおり可決されました。

◎議案第3号の質疑、討論、採決

○議長（松野唱平君） 日程第9、議案第3号 長南町税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（松野唱平君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（松野唱平君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第3号 長南町税条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案について原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（松野唱平君） 起立全員です。

本案については原案のとおり可決されました。

◎議案第4号の質疑、討論、採決

○議長（松野唱平君） 日程第10、議案第4号 長南町手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（松野唱平君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（松野唱平君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第4号 長南町手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案について原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（松野唱平君） 起立全員です。

本案については原案のとおり可決されました。

◎議案第5号の質疑、討論、採決

○議長（松野唱平君） 日程第11、議案第5号 長南町重度心身障害者の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（松野唱平君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（松野唱平君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第5号 長南町重度心身障害者の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案について原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（松野唱平君） 起立全員です。

本案については原案のとおり可決されました。

◎議案第6号の質疑、討論、採決

○議長（松野唱平君） 日程第12、議案第6号 長南町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

12番、和田和夫君。

○12番（和田和夫君） 今度の改定では限度額が引き上げられますし、また、軽減世帯がなお一層軽減されるわけなんですけれども、毎年この限度額が引上げになるんですけれども、やっぱりその方というのは少なくなっていると。だから、その限度額の額の引上げはやめて、国庫負担にしていくことはできないのか、お答え願いたいと思います。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問について答弁を求めます。

健康保険課長、河野 勉君。

○健康保険課長（河野 勉君） 每年限度額のほうは、確かに和田議員さんおっしゃられるとおりに毎年上がっているわけなんですけれども、こちらの関係は今度、毎年毎年税のほうの税制改正の大綱のほうで、国民健康保険税のほうを大綱の中で限度額のほうを引き上げていきますよということで、大綱で決まったものが国のほうから下りてきて、町のほうもそれに従って限度額のほうを上げているということで、その大本のところで、国のほうで方針等が変わらなければ、町のほうも国の施策のほうにのっとって限度額のほうを上げて、これからもまいりたいと。

確かにおっしゃるとおり、該当の方が毎年減ってはいるんですけども、ほかの地域ではそういうこともないということなので、今のところはこのままちょっとうちのほうの町も、国の施策にのっとって同じように限

度額の改正はしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（松野唱平君）ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（松野唱平君）質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（松野唱平君）討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第6号 長南町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案について原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（松野唱平君）起立全員です。

本案については原案のとおり可決されました。

◎議案第7号の質疑、討論、採決

○議長（松野唱平君）日程第13、議案第7号 長南町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（松野唱平君）質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（松野唱平君）討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第7号 長南町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案について原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（松野唱平君）起立全員です。

本案については原案のとおり可決されました。

◎議案第8号の質疑、討論、採決

○議長（松野唱平君）　日程第14、議案第8号　長南町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（松野唱平君）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（松野唱平君）　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第8号　長南町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案について原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（松野唱平君）　起立全員です。

本案については原案のとおり可決されました。

◎議案第9号の質疑、討論、採決

○議長（松野唱平君）　日程第15、議案第9号　令和2年度長南町一般会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

初めに、12番、和田和夫君。

○12番（和田和夫君）　3点あります。

1点目は、保健衛生費の帰国者・接触者外来設置運営協力金というのは、どこにお金が出されて、どのように運営をされるのでしょうか。

2つ目、商工費の中小企業と農業者で、売上高が前年比で20%以上減少している事業者に10万円が支給されます。この事業継続資金給付業務委託料220万円は、どこに委託をされますか。また、この事業継続資金の内訳を説明してください。

3つ目、さつきもお話が出たようですが、中学校のパソコンの端末購入費について、もう少し詳しく説明をお願いいたします。

○議長（松野唱平君）　ただいまの質問について答弁を求めます。

健康保険課長、河野 勉君。

○健康保険課長（河野 勉君）　それでは、まずは和田議員さんの質問、1点目なんですかけれども、帰国者・接触者外来運営協力金はどこへ出すとかということなんですかけれども、帰国者・接触者外来につきましては、今年2月から実施のほうをしております。

実施をしております医療機関につきましては、長生管内で2医療機関ございますが、医療機関につきましては、医療機関への風評被害等を防ぐため、公表のほうはされておりません。運営方法につきましては、帰国者・接触者等の相談窓口である長生保健所が、帰国者・接触者外来を受診したほうがいいと判断した場合、相談者へ帰国者・接触者外来を実施している医療機関のほうを案内します。

この帰国者・接触者外来を実施している医療機関は、ドライブスルー方式によりまして医師が対象者の鼻から拭い方式によりまして検体を採取し、長生保健所のほうでPCR調査のほうを実施いたします。検査結果につきましては、長生保健所から医療機関へ報告が行きまして、医療機関の医師から相談者へ報告がなされます。検査結果が陽性の場合は、別途長生保健所のほうから相談者に連絡が行きまして、長生保健所が入院ができる医療機関の案内ですか、濃厚接触者の確認等を行っています。

長生管内で入院を受ける医療機関というのが、指定の病院がございませんで、一番近い医療機関でいすみ医療センターが受入れの施設となっております。

以上でございます。

○議長（松野唱平君）　2点目について答弁を求めます。

産業振興課長、石川和良君。

○産業振興課長（石川和良君）　事業継続支援金給付業務の委託料をどこに委託されますかというご質問でございますけれども、委託先につきましては長南町商工会を予定しております。

理由につきましては、既に国や県において支援対策事業を実施しており、町商工会ではそれらの支援事業の相談も商工会員へ行っていることから、今回行います町の支援制度に対し、十分対応できるものと考えております。

2つ目でございますけれども、事業継続支援金の内訳を説明してくださいということでございますが、中小企業及び農業者にて売上げ等の影響を受けた事業者は350件を見込んでおりまして、1件10万円の合計で3,500万円となります。

以上です。

○議長（松野唱平君）　3点目の質問について答弁を求めます。

学校教育課長、川野博文君。

○学校教育課長（川野博文君）　中学校のパソコン端末購入費について説明をということでございます。今回、中学校のほうのパソコンにつきましてはGIGA構想の中で準備立てをさせていただいております。基本的に、生徒1人1台ということで、全部で165台用意させていただきます。そのうち、生徒分につきましては141名分でございます。

今回、国は端末について上限額4万5,000円ということで1台見てございます。生徒数の4万5,000円、その

うち3分の2が助成ということでございます。今回、補助金としましては423万を見込んでございますが、残り165台から141台引いたものにつきましては、これは町の負担ということで、24台につきましては先生、または予備ということで購入を予定させていただいております。

また、構築費ということで590万ほど計画をさせていただいておりまして、トータルで1,300万ほどということになっております。よろしくお願ひいたします。

○議長（松野唱平君） 12番、和田和夫君。

○12番（和田和夫君） 最後のパソコンの端末なんですけれども、生徒に1台ずつというのは、小学校、幼稚園の生徒に1台ずつ来ているんですけれども、やっぱりこのコロナの影響を受けて、何らかの形で子供たちに長期間にわたって学校に来れないことが続くわけだから、検討してくださるようにお願いをしたいんですけども、どうでしょうか。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問について答弁を求めます。

学校教育課長、川野博文君。

○学校教育課長（川野博文君） 貸出しということに対する問い合わせになりますが、現在このGIGAスクール構想の中でネットワークの構築というのがございます。それには電源キャビネットの整備ということで、実は固定式のキャビネット電源というような形になっております。

現在、仕様ではそれが外に使える形の仕様とはなってございません。GIGA仕様に合わせますと、学校内での使用ということになってございます。さらに、その一歩を、じゃ、それを進めて貸出しということでございますが、セキュリティーの問題、それからネット環境の問題等ございます。今後、この辺を検討させていただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○議長（松野唱平君） ほかに質疑ありませんか。

10番、加藤喜男君。

○10番（加藤喜男君） 何点かお聞きをしたいと思います。

初めに、総務費の中の保険料が115万円ございます。これは新規に加入するものなのか、既に加入しているものなのか、ひとつ。

それから、1つの災害で300万と、年間にマックス1,500万ということで、これはもう上限でこれ以上はもう掛金を増やせないのか、マックスなのかというのが2点目。

それから、災害救助法の適用を受けた場合は適用外ということでお聞きしたいんですが、こうなってしまってメリットがこれの保険があるのかなというのが3点目。

それから、ほかの自治体の様子がもし分かれば、ちょっと参考までに分かればお聞きをしたいというのがございます。これが総務費の関係でございます。

次に、民生費、児童福祉費の関係で、ひとり親家庭等応援給付金175万円ですが、見てみますと自治体でちょっと差がまして、1人に対して3万円、2人いれば6万円とか、人数掛ける3万円。本町は世帯で5万円と、何人いても世帯5万円ですよということだろうと思います。これになった状況をお聞かせください。これは民生費ですね。

次に、衛生費、消耗品の関係で、昨日、今日もあったか知りませんけれども、よく聞き取れなかった関係で

確認しますと、フェースシールドが2,000枚、消毒液が100個、マスクが大2,500枚、小1,500枚、何ケースかですけどね。それから、間接体温計が5個ということ、これ以外にあるのかどうか、聞き漏れがあるのかどうかということと、今回のこの個数、枚数は、これを上限としていつもこれを持っていようというのか、今回これだけをもらっておいて、まだ上限は上にするつもりがあるのかどうか、お考えをお聞きします。

それから、備品としてサーマルカメラ5台、まだここは増やしたいという感じもあったように聞いていますが、これは結構高額で95万円ぐらいするということで、パソコンは別だという話もありましたけれども、これに決めた、これはアイリスオーヤマのメーカーだということで担当からはお聞きしておりますけれども、このメーカー選定になった経緯をお聞かせ願いたいと思います。ちょっと高いなと思っております。

それから、これは既に発注をしてあるということでよろしかったのか、確認をさせてください。

次に、商工費で、先ほども和田さんのはうから出ておりますが、10万で350と。350の根拠がどういうふうな関係で出てきたのかということと、農業と中小企業の割合がどのくらいかなということで、350の割合を参考までにお聞かせ願いたいと思います。

それから、最後にこれも今、和田さんから質疑ございましたが、中学校のパソコンの関係で、今お聞きしましたところ165台余を買うということで、これ、予算書を見させてもらうと、補助金で1,740万円入ってくると。ネットワークについては2分の1しか国が出してくれないよということで、あと、パソコンは1台当たり4万5,000円を貸しますということでいくと、備品購入費はこれ、全てもう補助金で、町の持ち出しはないというふうな計算になってしまいますが、それでよろしいのかなと。

それから、これは何か予定のメーカーが指定されるのか。あと、サイズが小学校で今使っておりますが、それと比べて大きいのかどうなのかということ。なるべく大きいほうがよろしいかと思いますが、もしサイズが小さくて、これが4万5,000円ということであれば、少し持ち出しをしてでももうワンサイズ大きくしたほうが使い勝手がよろしいんじゃないかなと思っておるから聞いておるわけでございます。

それから、先ほどもありましたが、家に持ち帰れないということで、セキュリティーの問題とかいろいろあるでしょうけれども、再度持ち帰らせない理由がお聞かせいただきたいと思います。

それから、ちょっと毛色は違いますけれども、小学校については平成29年度に5年リースで今小学校にあるタブレットを導入しております。5年ですから、これは約1億、毎年2,000万円ずつ払っているんですが、リース終了がそう遠くはない話でありまして、このリース終了後に新しい小学校にこのG I G Aスクールのパソコンを国のはうからもらうことができないものかということをお伺いをいたします。

それから、小学校のネットワークは、もう既に中学校に連動しておる高速大容量の通信ネットワークになっているのかということで、お聞きをしたいと思います。

○議長（松野唱平君）　ただいまの質問について答弁を求めます。

総務課長、三十尾成弘君。

○総務課長（三十尾成弘君）　それでは、私のほうから総務費の4点のご質問について回答させていただきます。

初めに、新規加入かということでございますが、今回新規に加入するもので、補正予算可決後に申込みをする予定でございます。

2点目、災害の上限金額については、加藤議員のおっしゃったとおり、1つの災害300万、年間で1,500万と

なっております。ただ、今回補正予算に計上させていただいておりますプランがありまして、A、B、Cの3つに分かれております。その中の真ん中のBで今回予算要求させていただいておりますので、補償内容が充実したAになれば、当然保険料のほうも高くなる。真ん中の今回はBプランということで加入、予算のほうを計上させていただきました。

3点目のメリットということなんですが、29年度の例で申し上げますと、避難勧告等が発令されたのが2,126件ということになっております。これは全国になるんですが、そのうちの災害救助法が適用された市町村数、これにつきましては171件ということで、92%がその対象にならなかった、残りの8%しか救助法の対象にならなかったということで、その市町村については、その費用がみんな持ち出しだったということになります。この保険のほうへ加入すれば、災害救助法の対象にならなくても費用の一部は貯まるということで、大きなメリットになる。その考え方で、保険料のほうを上程させていただきました。

最後の加入状況なんですが、この制度は29年度からスタートしております。近隣ですと一宮町が既に加入しております。ほかの町村についても、加入で検討しているということで聞いております。

4点、以上でございます。

○議長（松野唱平君） 次の質問について答弁を求めます。

福祉課長、仁茂田宏子君。

○福祉課長（仁茂田宏子君） 民生費のひとり親家庭等の応援給付金につきまして、長南町は1世帯5万円とさせていただいたところでございます。この35世帯の子供の人数等を見ていきますと、1人のお子様の世帯が一番多い状況で、半数以上でございました。そのようなことから、1世帯5万円とさせていただいたところでございます。

以上です。

○議長（松野唱平君） 3点目の質問について答弁を求めます。

健康保険課長、河野 勉君。

○健康保険課長（河野 勉君） それでは、衛生費の消耗品の関係でご説明させていただきます。

まず、全体的に備品の上限、これでいいのかということなんですかけれども、1項目ずつお話をほうをさせていただきます。

まず、フェースシールド2,000枚なんですかけれども、こちらは在庫のほうを確認しながら備蓄をしてまいりますが、2,000枚あれば当面不足がないと考えております。

続いて、消毒液ですが、ジェルタイプのエタノール300ミリリットルを100本、今回備蓄をいたします。こちらはエタノールに消費期限がありますので、在庫状況を確認しながら備蓄のほうはさせていただきたいと思います。

続いて、マスクの関係なんですかけれども、医療用と施設従事者用のマスクということで、こちらは2,500枚ではなくて50枚掛ける500箱で2万5,000枚になります。小ということで、小学生用ということで、こちらも50枚掛ける300箱ということで、1,500枚ではなく約1万5,000枚の備蓄を検討しまして、小のほうは小学生が236名おりますので、1人1箱ずつ配布のほうをしようかなと考えております。こちらも消費の期限がございますので、在庫状況を確認しながら備蓄のほうをしていきたいと考えております。

続いて、間接の体温計の関係です。こちらは今回購入していない町の施設であります、海洋センターや改善センター、また、今回質問の中でも小・中学校クラスごとでもどうだということで話ございましたので、第2次の交付金の中で検討のほうをしてまいりたいと考えております。

最後、サーマルカメラの関係なんですけれども、こちらはアイリスオーヤマを選定した経緯ということなんですけれども、こちらまずは国内メーカーということで、納期の関係もあり、今回は見積りを徴しているだけで、決定ではございません。あくまで発注ももちろんしてございませんで、国内メーカーということで見積りだけ徴しているということで、ご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（松野唱平君） 4点目について答弁を求めます。

産業振興課長、石川和良君。

○産業振興課長（石川和良君） 6款商工費、事業継続支援金について、350件の根拠と割合はとのことですが、町内中小企業、これは個人事業主を含むの件数は約、町内で450件。内訳としては中小企業が180社、個人事業主270件となっております。この数値につきましては、昨年の税申告をしていただいた数値を参考とさせていただいております。

このうち、影響を受けたであろう見込み値として300件、農業者につきましては、昨年の税申告をしていただいた人数393人、このうち、町の平均耕作面積0.5ヘクタール以上の農業者等に支給と、この要件を満たしている者が248人です。このうち、影響を受けたであろう見込み値として50人を見込んでおります。中小企業300件、農業者50人、合計で350件を見込んでおります。

また、350件のうちの中小、農の農業の割合はということでございますけれども、350件のうち300件が中小企業または個人事業主で85.7%、農業者につきましては50人でございますので、350件のうちの50人ということで、14.3%を見込んでおります。

以上でございます。

○議長（松野唱平君） 続きまして、教育費関係の質問について答弁求めます。

学校教育課長、川野博文君。

○学校教育課長（川野博文君） まず、1点目のパソコン端末関係でございます。今回は補助金ということで、町の持ち出しじゃないということでよろしいでしょうかということの問い合わせございますが、まだ確定値をもらつてございません。若干変わってくる可能性もございますが、大体この数字を見込んでございます。

2点目、メーカーの指定があるかということでございますが、この辺はメーカーの指定はございません。

3点目、大きさについてでございますが、12センチ掛ける22センチということで、端末的には現在小学校と同じでございますが、ツーインワンといいまして、これは広げられる形になります。ですので、倍の大きさになります。その形式のタブレットになります。

4点目、持ち帰られない理由についてということでございますが、現在この問い合わせについては先ほどお答えした部分と重なる部分がございますが、実は校内通信ネットワークの整備の中で、電源キャビネットの整備も補助対象になってございます。これは固定式ということで、学校で管理を端末して充電するというような仕様になってございます。今回、外に持ち出せる環境整備ということでは想定してございません。実際、学校で使え

るというような環境になってございます。

仮にもし、それを一步超えて貸出しをするような形になりますと、セキュリティー、それから環境等ござりますので、その辺は今後検討させていただきたいと思っています。

5点目でございますが、リース終了後ということでよろしゅうございましょうか。これにつきましてはQ&Aがございまして、端末整備について次年度以降も措置はありますかということですが、次年度以降は想定してございませんという国の回答でございます。ということで、本年度限りということになろうかと思います。

それから、小学校の通信ネットワークは大容量の通信ネットワークかという問い合わせございますが、カテゴリー6という対応をしてございますので、これに対応できるものというふうに考えてございます。

よろしいでしょうか。

○議長（松野唱平君） 10番、加藤喜男君。

○10番（加藤喜男君） ありがとうございました。

衛生費をもう一度確認しますが、備品についてはちょっと私も計算違いをしておりまして、枚数を間違えておりますが、これを上限としてためていくということだと思いますが、間接体温計は先ほど、今回の議会でもいろいろ話が出ますが、サーマルカメラをもう増やさなくとも、間接体温計をもっと増やして、昨日河野課長がおっしゃったとおり、いろんなところに配置したほうがどうかなという気がしますので、十分また検討いただきたいと思うところでございます。

また、いろいろ検知器、検査機というのはありますて、参考までに言いますと、日本で開発されたということらしいんですが、血中の酸素濃度を即座にはかれるパルスオキシメーターとかいう機械も、これは肺炎に対して非常に検査がしやすいということで、もうあるようでございます。この辺もまたご検討いただきたいと思いますし、防護服などもあればあったでよろしいんでしょう。この辺、もう一度これに新しいものを、第2陣でいろいろ検討していただいて、目標は幾つということで定めた数字をつくってもらうと。

ただ、今聞きますと、いろいろ期限があるということで、アルコールに期限があるかなというようなことで、ジェルタイプじゃなくたって、純のアルコールを買っておいてもいいんじゃないかなと、アルコールが腐るという話は聞いたことはございませんので、そんなに薄めればすぐ使えるというようなことで、長期に確保できる備品を備えてもらいたいと。

マスクも冷暗所にやれば、そんなにいくはずはないと思いますけれども、別に化学繊維ですからね。そういうふうに思いますので、十分この辺はご検討いただきたいと思います。

ちょっとサーマルカメラがまだ検討の段階でしょうけれども、1台95万円と、5台買うともういい車が買えちゃうというようなことで、これと同等品というのは世の中にまだあると思うので、もうちょっとコストが下がらないかなと。どうせこれ、お金もらえるからいいんだよという発想も中にはあるでしょうけれども、本町がやればほかもみんなやっているわけで、品薄になるのは当然のことで、いつ入ってくるかなかなか分からぬのかもしれませんけれども、ちょっと値段が結構張るものですから、十分この辺は選定を検討していただきたいと思います。

学校についてのお話でございますが、これ、今年度限りということで、中学校ですから新規に入るわけじやなくて、今、中学校ではパソコンを使っていますから1年あたりでいいんでしょうけれども、これ、二、三年

ぐらいスパンがなかったんでしたか。すぐもう今年だけでこの申請は終わっちゃうのかなと思って、実際、平成29年度の小学校はもうそのうちリース切れますので、何かうまい方法があればなと思ってお聞きしたんですが、ないということでございました。

あと、サイズが小学校と同じぐらいだということで、できる限り将来的に外に持ち出せる形にすべきであるというのは皆さんもおっしゃっているとおりでありますし、私もそう思うわけでございます。いろいろな緊急に学校と通信網ができるということは非常に大事なことでありますし、それを持ち備えた形のタブレットということを十分選定をしていただきたいと思います。

メーカーはないということで、サイズは12の22ですけれども、もうちょっと1インチぐらい大きいのでもよろしいんじゃないかなということを思っております。

以上です。

○議長（松野唱平君）ほかに質疑ありませんか。

3番、河野康二郎君。

○3番（河野康二郎君）1つだけお聞きしたいんですが、これは要望も含めてなんですかでも、前も学校の事務、こういう先生方の仕事も含めてなんですかでも、校務支援のシステム、それについて今回G I G Aスクールの構想の中にも入っていると思うんですね。そういうことについて、今回踏み切る気持ちがないのかどうなのか、お聞きをしたいと思います。

○議長（松野唱平君）ただいまの質問について答弁を求めます。

学校教育課主幹、大塚 猛君。

○学校教育課主幹（大塚 猛君）校務支援システムということで、今お話を伺いました。現在、校務支援システムについては、中学校で保健に関するソフトが入っております。それ以外は、まだ導入されていないという状況になっております。

今後、今、河野議員からお話ありましたように、補助金も踏まえてという形になると思うんですけれども、校務支援については入れていきたいというふうに、これも検討になるんですけども、そのような形で考えております。

以上です。

○議長（松野唱平君）3番、河野康二郎君。

○3番（河野康二郎君）今回G I G Aスクール構想の中で出されているのが、学校事務系などを統合した機能を有しているシステムということで、学校校務のあらゆる面を網羅しているような、そういう中身になっているんですね。

したがって、これは当然、私は補助金のほうは調べていないので、どの程度出るかは分かりませんし、どの程度このシステムにかかるかというのは分かりませんけれども、ぜひそのところも調べていただいて、町の財政の中で許せるような範囲であれば、ぜひ思い切って踏み切っていくということも必要ではないのかということを申し上げたいと思います。

以上です。

○議長（松野唱平君）ほかに質問はございませんか。

7番、森川剛典君。

○7番（森川剛典君） 民生費の関係で社会福祉、この説明をもう一回求めるのですが、在宅要介護認定者支援交付金、要介護は1から3で2万円、4から5は5万円と区切られているわけなんですが、この段階は1、2、3、4、5と分かれている中で、何でここで区切られたのかな。1、2、3も4、5も一律じゃないですか。これ、段階的でもいいと思うんですけども、その理由がちょっと分からぬということで、その説明が1点。

あと、教育費なんですが、今言われているパソコンの問題。

その中で、地方の創生臨時交付金活用して、1人1台配布すると、この考え方は悪くないんですが、やはりこの必要性を私どもとしては知りたい。持ち出せないということについて確認したいのは、後づけができるかと。この場合、普通だったら持つていっても、何か後づけのものを用意すればできるかもしれない。外に持ち出すことを後づけでもできるのか。ちょっとこの確認はしたいですね。

あと、2023年までに1人1台政府がやると言っていますよね。このタイミングの問題もあるんですが、この1人1台、例えば都会の学校は1クラス分とか、授業ができる分だけしか用意していないんですね。それでもできているんですが、それを今回1人1台にすると。その意義を、すみません、しつこいんですがしっかりと教えていただきたい。

それから、お話を聞いていても、この450万円が大体見えてきたんですけども、1,333万1,000円の内訳が、GIGAというアプリが入っているタブレット165台だと720万ぐらいにしかならないんですが、この内訳1,333万1,000円になるようにちょっと説明をしていただきたい。

あともう1点は、1人1台入るとした場合、今まで使っていたパソコンは破棄するんですかね、それとも、リサイクルに回す。その辺の処理も分かれば教えてください。

以上です。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問について答弁を求めます。

福祉課長、仁茂田宏子君。

○福祉課長（仁茂田宏子君） それでは、民生費の在宅要介護認定者の支援給付金の関係につきまして、ご説明させていただきます。

この要介護認定1から5というのは、所得税法に基づきますと、障害者区分に決められております。その中でも、要介護認定の1から3につきましては、普通障害に該当いたします。要介護認定の4と5につきましては、特別障害者に区分されますので、今回このように2段構えの給付金の額とさせていただきました。よろしくお願いします。

○議長（松野唱平君） 次の質問について答弁を求めます。

学校教育課主幹、大塚 猛君。

○学校教育課主幹（大塚 猛君） それでは、ただいまご質問がございました点について答弁をさせていただきます。

まず1点目、中学生のタブレット1人1台に対する必要性ということで、これにつきまして、GIGAスクール構想、これは国の施策となります。狙い、目的としましては、児童・生徒向けの1人1台端末と、高速ネットワークを一体的に整備をして、学校で児童・生徒が平等にICTを活用した教育を実現させることが、こ

れが目的という形になります。

このＩＣＴ教育の活用ということで、これに関しては非常に子供たちの教育にとって有効であるというふうに考えております。特に、ＩＣＴ、パソコンを使う授業、それが例えば技術・家庭のパソコンというふうに現在限られているわけではなく、数学、英語、国語、社会、そういった各教科の中でもパソコンを使用した、いわゆるＩＣＴの関係の授業ということで、実践を非常にされております。

そういう面も踏まえまして、子供たち1人1台、常に自分の脇にパソコンがあつて、例えば調べ学習、それからプレゼンテーションなども授業を通してやつたりもしております。そういう中で、1人1台のパソコンが常に自分の近くにあり活用ができる、そういう環境があると、子供たちの教育にとって非常に有効になるのではないかというふうに考えております。

続きまして、後づけができるかというご質問ですけれども、5年後の切替えの際に設定のほうを変えるということは可能です。ただ、現在教育委員会として考えておりますのが、昨日のご質問の答弁でもちょっとさせていただいたんですけども、まず幾つかのやはり課題が出てくると思います。タブレットをご家庭に持ち出した際の課題ということで、先ほど課長からもあったんですけども、そういう課題、これを一つリスクとして、それをまず外した形で何かできないかということで考えました。それが、今ご家庭にあるネット環境、これを使ってオンライン、またはその先のいわゆる双方向のオンライン、こういった形ができるのかというところで検討をしております。

その際に必要になってくる準備ということで、ご家庭のネット環境の調査であり、もしその中で不備がある、足りないご家庭があったら、そのときの補助の対応として、教育委員会として何をするのかというようなところで今、話合いをしているところです。

ですので、まず、学校と家庭をつなぐ一つのツールということで考えて、まず、そこのつなぐというところを第一に考えていこうということで、今は共通理解のほうをしております。

では、予算関係については課長のほうからお願いしたいと思います。

○議長（松野唱平君）　学校教育課長、川野博文君。

○学校教育課長（川野博文君）　1,333万1,000円、この内訳についてご説明をさせていただきます。

端末は1台4万5,000円ということで、これが165台用意をさせていただきます。約742万5,000円、ほかにこの機械が使えるような形にするための構築費が590万ほどかかります。合計いたしまして1,333万1,000円となります。

それから、中学校にあるパソコンを破棄するというような問い合わせございましたが、現在中学校に配置しているのは、パソコンルームに40台、プラス先生の1台、41台のみでございます。破棄するものはございません。

以上でございます。

○議長（松野唱平君）　7番、森川剛典君。

○7番（森川剛典君）　それでは、在宅要介護認定者認定者交付金、分かりましたので、そういうことを聞かれたら、こういうわけでこういう2万円と5万円の差があるとお話ししておきます。

今、回答いただきましたが、この電源、5年後じゃないとこれは切り替えられないんですかね。ただ持つていってこう、自分の外づけか何かができるとか、いや、これはお願いとかじゃなくて、5年後を待たないとで

きるか、できないか、その辺の確認だけなんですが、それが 1 点で、この意義ですよね。

実は、少し調べると 1 人 1 台、日本のパソコンの普及率は低いほうだそうです。これはびっくりしたんですが、この 1 人 1 台、ペルー、コロンビア、ルーマニア、ここも実施していて、この 3 か国については効果がなかったと。これは、ただ 1 台を目標にしてやっただけだと。アメリカの研究では半分、教育長が言う 1 人対面の教育が半分、そして、もう半分は生徒の習熟度に合わせてパソコンを使うと。こうすると 1 割以上、教科によっても違うんですが、非常に高い数値で効率的になった、勉強が進んだと公表がありますので、だから、単に 1 人 1 台ではなくて、しっかりとやっていただきたいと。

その中で言われているのが、加藤議員が言った継続性ですよね。やはり 5 年たつとパソコン、タブレットを変えなくちゃいけない。継続費用がかかるということ。そしてもう一つは、学校教育者に非常に負担がかかる。ソフトのセキュリティを入れなければいけないとか、ふだんのメンテナンス、ちょっと壊れたとか、必ずやはり専門職がついていないといけないと。

ですから、これは板倉議員も言っていただきましたけれども、そういう予算を取ったほうがいいんじゃないですかね。そうしないと、お題目だけの 1 人 1 台になってしまいますので、効果を発揮するためにそういうところもぜひやっていただきたい。

構築費のことばは分からないんですが、ちょっとこの 900 万、タブレットのネットワーク、電源とか、設置費とか、端末をいろいろつなげるとか、そういうお金がちょっとびっくりするぐらい高いなと、こう思っています。

そういうことで、この 1 人 1 台、ぜひ成功しているというこの検証をぜひ聞かせていただきたいと思いますので、今後よろしく取り組んでいただきたいと思います。

それで終わります。失礼しました。

○議長（松野唱平君） 教育長、小高憲二君。

○教育長（小高憲二君） このタブレットの導入については大変今回議論になっておるわけですが、その一つがやはり国の充足させる方向性と、こういう現実対応の問題が重なっているんだろうというふうに思っています。

G I G A スクール構想については、ずっと説明してきましたように、基本的に学校に 1 人 1 台持たせるという方向での国の施策のよるものなんですね。だから、基本的にうちに持つて帰させるという発想ではないというふうに私どもは理解しています。

ただ、今回コロナによりまして、家とのつながりを求めるという中で、何とかそれをも活用できないかという考え方の中に、持ち帰りとか、そういう問題が出てきているんだろうというふうに私は考えております。

だから、どういう形で家に持ち帰らせて家庭と学校をつなぐ形がいいのかは、まだ今後の課題としてあると思ておりますが、学校のものを持ち帰せるのも一つの方法だというふうに考えるんですが、現時点ではなかなかハドルのまだ高い部分がございます。

私どもが今考えておるのは、取りあえず家庭にある家庭のタブレット、あるいはパソコン環境を取りあえず使ってというか、これは今回文科省も最近出してきたんですけども、家庭にあるものをお借りする中で、当面の対応をしなさいというようなことで文書出てきておりますので、方向的にはコロナ対応を見据えた対応については、そういう方向で行くのが流れなのかなというふうに思います。

今後、恒常に学校と家庭をつなぐということについては、どういうふうにしたらいいのかは、まだ検討しなくちやいけないんだろうというふうに思います。

そして今、森川議員さんおっしゃったように、パソコンの日本全体の充足率を、約60自治体がやっておるんですが、実質率には5%なんですよね。だから、ここら辺をどういうふうに我々が取って、情報教育というものを進めていくかということも、もう少しじっくり議論する必要があるんだろうと。

ただ、私は将来的にというか、近い将来、もう情報化社会は來るので、これに対応する何かの体制というものは整えておく必要があるんだろうというふうには思っています。一番いいのは子供にとってそれが身近になるということをつくっておけば、我々が今できないことも時間の経過の中でハードの部分は整理されるものが出てくるだろうし、金額的なものもクリアするという時代になるんだろうというふうに思います。

だから、子供にその情報処理能力というものをつけると、それが一番の大変な要素だろうと考えます。そこに、1人1台というものが意義として出てくるんだろうというふうに考えております。

基本的に、今回いろいろ議員さんがお話しくださいました方向性とか意義については、私どもはそれなりに十分理解して、含んでいきたいというふうには考えております。ただ、当面の対応の仕方について、緊急性を要するものについて、十分でない部分もあるかもしれません、基本的には子供たちの第2波、第3波も含めた情報教育、情報社会に生きる子供への対応というものは、十分していきたいというふうに考えております。よろしくお願ひします。

○議長（松野唱平君）ほかに質疑ございませんか。

4番、岩瀬康陽君。

○4番（岩瀬康陽君）皆さんのがパソコンのことを言っていますけれども、一番大事なのはやっぱり教員のことだと思うんですよ。僕が一番心配しているのは、学習がかなり遅れています。そういう面で、それでなくとも先生方というのは激務です。

そういう中で、ちょっと私もよく分からぬんですけども、教室の消毒、トイレの清掃、それから消毒、給食の配膳ですか。ちょっと私もやり方は違うとは思うんですけども、そういう面で僕なんかにしてみれば今回の臨時交付金の中で、例えば専門の会計年度任用職員を雇って、例えばコロナが収束する時期まではそういう方にやっていただきたい、教員の方は学習、要は子供たちのために時間を取っていただきたい。僕はそういうので、ぜひ2次が来たときにはこのお金を使はせていただけませんかね。

確かにパソコンも大事なんですよ。でも、小学生というのは、はつきり言います。基本的に、パソコンを1人じやまず使えません。学習、家でやったときには親がつかないと。なぜかというと、パソコンを使っていると、我々もそうすけれども、まず主体性、そして学習を学ぶ意欲、それから書く力、それから思考力が必ず奪われます。これって子供のときから1人でまずやっては、僕はまずいと思っています。中学生ぐらいになれば、可能性は高いです。でも、やっぱりまず何が一番いいかというと、やっぱり対面の授業なんですよ。対面の授業で、僕も放課後補習授業を何回か見に行っています。ああいうのを見ているとよく分かりますよ。子供の目の輝きが違います。

だから、パソコンっていいツールです。でも、やっぱり小学生というのは、小学校低学年、中学年とやっぱり気をつけて使わないといけない。そういう学びの教え方というか、そういうのも先生のほうから教え込むべ

きだと思う。

やっぱり学校としては、今一番大事なのは、まず教員が全力で学び、要は遅れをどうやって取り戻すか。文科省のほうから1年間分の要約したやつなんかをつくるとかなんとか言っています。そういうものもありますので、全部そっちのほうに予算取りをしていって、やっていただきたいと思います。それが1点。

それと、この小学校費の中に、体育の指定学校ですか。これはどういうものなんですか。それをちょっと私の2点を。

○議長（松野唱平君）　ただいまの質問について答弁を求めます。

学校教育課主幹、大塚　猛君。

○学校教育課主幹（大塚　猛君）　では、今ご質問がございました体育の指定について説明させていただきます。

今年度、令和2年度の学校体育研究指定校ということで、長南小学校が千葉県より指定をされました。令和2年、今年度から2年、3年、4年の3年間、研究指定ということで、研究を継続してやっていくという形になります。

長南小学校はもう年間計画を含めて、この体育研究についての計画書のほうを作成をしております。そして、今後なんですけれども、千葉県の教育委員会と委託契約を結ぶ形になります。1年ごとの契約となり、その委託料が16万2,000円という形になります。そして、この中で研究の経費ということで、長南小学校から具体的に上げていただいて、それを県のほうに予算計上するというような形になります。

以上になります。お願いします。

○議長（松野唱平君）　ほかに質疑ありませんか。

町長、平野貞夫君。

○町長（平野貞夫君）　学校の関係については、今まで子供たちおりませんでしたので、先生方、この感染症対策に係る作業を満遍なく行ってきていただいております。ですが、学校が始まると、子供たちの教育に専念してもらう、これはもう何よりも大事なことであって、とにかく今までの遅れを取り戻さなくてはならない。

そういう面で、施設のほうの環境面については、今おっしゃったように人の手配ができればしていきたいというふうに思っています。これはあくまでも町部局の考え方ですので、教育委員会と十分協議しながら、学校が求めるものであれば、2次配分の中で検討していきたいというふうに思っています。

以上です。

○議長（松野唱平君）　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（松野唱平君）　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第9号　令和2年度長南町一般会計補正予算（第2号）についてを採決します。

本案について原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（松野唱平君） 起立全員です。

本案については原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩とします。再開につきましては、2時45分を予定しております。

(午後 2時33分)

○議長（松野唱平君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 2時45分)

◎議案第10号の質疑、討論、採決

○議長（松野唱平君） 日程第16、議案第10号 令和2年度長南町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

12番、和田和夫君。

○12番（和田和夫君） 傷病手当のことなんですかでも、これはやっぱり給料をもらっている方という方で、やっぱり個人事業主とかで働けなくなつた方というのが救済されないので、町としての独自のこの傷病手当をつくっていく、そういう考えはどうでしょうか。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問について答弁を求めます。

健康保険課長、河野 勉君。

○健康保険課長（河野 勉君） 現在、町として働いていない方に対する町独自の考え方というのは持っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

○議長（松野唱平君） ほかに質疑ございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（松野唱平君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（松野唱平君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第10号 令和2年度長南町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを採決します。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（松野唱平君） 起立全員です。

本案については原案のとおり可決されました。

◎同意第1号の質疑、討論、採決

○議長（松野唱平君）　日程第17、同意第1号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めるについてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（松野唱平君）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。

12番、和田和夫君。

○12番（和田和夫君）　固定資産の評価に対して、これまで委員が出たことはないと聞いておりますし、やはり町の職員であった方が固定資産評価審査委員になるということについては、公平なことができなくなるのではないかと懸念されますので、反対をしたいと思います。

○議長（松野唱平君）　ほかに討論はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（松野唱平君）　次に、原案に賛成者の発言を許します。

7番、森川剛典君。

○7番（森川剛典君）　それでは、賛成の立場で討論をいたします。

職員が適正ではないというご意見がありますが、職員、現行ではなくて元職員、その中でやはり経験がある、そして公平中立に立ってこの審査をできる人、やはり専門的な立場の人、また、民間から求めてもいいと思うんですが、中には職員もいてもいいかなと私は考えております。

そして、この本人は人格としていろいろ中立の立場で物を言える人でございますので、この西野秀樹氏については私は賛成していきたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（松野唱平君）　ほかにありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（松野唱平君）　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、同意第1号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めるについてを採決します。本案について同意することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（松野唱平君）　起立多数です。

本案については同意することに決定しました。

◎選挙管理委員及び補充員の選挙

○議長（松野唱平君）　日程第18、これより選挙管理委員及び補充員の選挙を行います。

この選挙は、令和2年4月9日付で町選挙管理委員会より議会宛てに文書により通知がありました。現在の委員及び補充員の任期は令和2年6月26日であります。そこで、地方自治法第182条の規定により選挙を行います。

初めに、選挙管理委員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙管理委員の選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（松野唱平君）　異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（松野唱平君）　異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定いたしました。

このまましばらく休憩します。

(午後　2時5分)

○議長（松野唱平君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後　2時5分)

○議長（松野唱平君）　選挙管理委員については、白井和義君、唐鎌孝雄君、糸井秀和君、磯野治夫君、以上の方を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました方を選挙管理委員の当選人とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（松野唱平君）　異議なしと認めます。

よって、議長が指名しました白井和義君、唐鎌孝雄君、糸井秀和君、磯野治夫君、以上の方が選挙管理委員に当選されました。

続いて、選挙管理委員補充員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙管理委員補充員の選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（松野唱平君） 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選を行うことに決定いたしました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（松野唱平君） 異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定いたしました。

このまましばらく休憩します。

(午後 2時53分)

○議長（松野唱平君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 2時53分)

○議長（松野唱平君） 選挙管理委員補充員については、生城山嘉男君、鶴岡照夫君、松崎 繁君、相澤 佐君、以上の方を指名いたします。

お諮りします。

ただいま議長が指名した方を選挙管理委員補充員の当選人としてご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（松野唱平君） 異議なしと認めます。

よって、議長が指名しました生城山嘉男君、鶴岡照夫君、松崎 繁君、相澤 佐君、以上の方が選挙管理委員補充員に当選されました。

◎議案第11号の質疑、討論、採決

○議長（松野唱平君） 日程第19、議案第11号 長南町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、平野貞夫君。

[町長 平野貞夫君登壇]

○町長（平野貞夫君） 本議会に追加させていただきました議案第11号 長南町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

本案は、今回の新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、町長及び教育長の給料について、本年7月1日から7月31日までの1か月間、30%を削減しようとするものでございます。よろしくご審議賜り、ご可決ください

いますようお願い申し上げます。

○議長（松野唱平君） これで提案理由の説明は終わりました。

議案第11号の内容の説明を求めます。

総務課長、三十尾成弘君。

〔総務課長 三十尾成弘君登壇〕

○総務課長（三十尾成弘君） それでは、議案第11号 長南町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、内容の説明を申し上げます。

議案書1ページをお開き願います。

議案第11号 長南町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

長南町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和2年6月12日提出、長南町長、平野貞夫。

それでは、議案書の2ページ及び参考資料の1ページを併せてご覧いただきたいと思います。

改正の趣旨でございますが、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、町民皆様の生活や経済活動などの打撃を受ける中、町独自の支援策の財源の一部となるように充てるべく、町長及び教育長における給料について、令和2年7月1日から7月31日までの1か月間、30%削減するために、条例の一部を改正しようとするものでございます。

内容といしましては、附則の次に1項を加えるものです。

第17項（給料月額の減額等）町長及び教育長の令和2年7月1日から令和2年7月31日までの間における給料月額は、第2条の規定に関わらず、次の表とするもので、減額後の給料月額は、町長55万1,600円、教育長40万3,900円でございます。

附則といしまして、この条例は令和2年7月1日から施行するものでございます。

なお、参考資料の2ページに新旧対照表がございますので、後ほどご覧いただきたいと思います。

また、この改正によりまして削減される額につきましては、2人合わせて40万9,500円となります。

大変雑駁な説明でございますが、以上で議案第11号 長南町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についての内容の説明を終わらせていただきます。ご審議いただきまして、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（松野唱平君） これで、議案第11号の内容の説明は終わりました。

これから、議案第11号 長南町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を行います。

質疑ありませんか。

9番、板倉正勝君。

○9番（板倉正勝君） 今、町長、教育長は30%も削減をしていただいてありがとうございます。それこそ1か月だから、これは3か月とか半年ぐらいやってもらったらどうかなと、ちょっとと思って今質問させていただきましたけれども、やることは本当ほかでもやっているから、大変なことだと思います。

このことについて、もう少し詳細に教えていただきたい。

○議長（松野唱平君）　ただいまの質問に対して答弁を求めます。

町長、平野貞夫君。

○町長（平野貞夫君）　貴重なご意見ありがとうございました。

正直言って、今回の減額についてはぎりぎりまで迷ったところであります。この減額する根拠、理由がいまいち自分なりに整理できなかつたということで、もう一つは、このコロナウイルス感染症対策のための事業の一部に充てるということであれば、これはどのぐらい減額したらいいかというところは非常になかなか見極めが難しいと。20%を1年、20%を2年、いろいろこうあります。

そういう中で、何で1か月の30%にしたかといいますと、これは特別給付金、この額が全ての国民に支給されると。せめて今回はその特別給付金の一部を、やはり何らかの形で町で使ったほうがいいんではないかと、そういう思いでいたしました。

このことによって、町の財政の健全化を目的にするんであれば、もっときちんとした根拠の中で削減額と将来の財政健全化に要する費用というものは出てくるというふうに思っています。もう既に町としては人件費の抑制に、職員には少数精銳でやっていたいただいておりますし、特にこの副町長を置かないことによって、年間千数百万、人件費を浮かしているんですね。じゃ、副町長がいない分どうするんだと、これは私が1人2役で今やっています。それでも力が及ばないところは、教育長に助けていただいている。それから、幹部職員にも助けていただいている。そういったことで、人件費の抑制には努めて、財政の健全化に努めてきたつもりです。

ですので、これから長い目で見て、長南町の財政が一層厳しくなって、財政の健全化を図らなければならぬときは、率先して1か月、2か月ではなくて、長期にわたって減らしていくというようなことも考えているところであります。取りあえず今回は、今言ったような形で削減をさせてもらうと、そういうことであります。

以上です。

○議長（松野唱平君）　ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（松野唱平君）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（松野唱平君）　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第11号　長南町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案について原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（松野唱平君）　起立多数です。

本案については原案のとおり可決されました。

◎発議第1号、発議第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（松野唱平君）　日程第20、発議第1号　義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書提出について及び日程第21、発議第2号　国における2021年度教育予算拡充に関する意見書提出についてを一括議題とします。発議第1号及び発議第2号の提案理由の説明を求めます。

8番、大倉正幸君。

[8番　大倉正幸君登壇]

○8番（大倉正幸君）　本日最後の議事日程となりました。お疲れさまです。

議長のお許しをいただきましたので、発議第1号及び発議第2号の提案理由の説明を申し上げます。

まず、発議第1号　義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書提出についてですが、義務教育費国庫負担制度は、憲法上の要請として、教育の機会均等とその水準の維持向上を目指して、子供たちの経済的、地理的な条件や、居住地のいかんに関わらず無償で義務教育を受ける機会を保障し、かつ一定水準の教育を確保するという国の責務を果たすものである。

政府は、国家財政の悪化から同制度を見直し、その負担を地方に転嫁する意図の下に、義務教育費国庫負担金の減額や制度そのものの廃止にも言及している。

地方財政においても厳しさが増している今、同制度の見直しは、義務教育の円滑な推進に大きな影響を及ぼすことが憂慮される。また、同制度が廃止された場合、義務教育の水準に格差が生まれることは必至である。

よって、国においては、21世紀の子供たちの教育に責任を持つとともに、教育水準の維持向上と地域財政の安定を図るため、義務教育費国庫負担制度を堅持するよう政府に意見書を提出するものであります。

続きまして、発議第2号　国における2021年度教育予算拡充に関する意見書提出についてですが、教育は、憲法、子供の権利条約の精神にのっとり、日本の未来を担う子供たちを心豊かに教え、育てるという重要な使命を負っている。しかし現在、日本の教育はいじめ、不登校、少年による凶悪犯罪、さらには経済格差から生じる教育格差、子供の貧困等、様々な深刻な問題を抱えている。また、東日本大震災、原子力発電所の事故、さらに、各地で地震や豪雨、台風などの大規模災害が立て続けに発生している。災害からの復興は、いまだ厳しい状況の中にあると言わざるを得ない。

充実した教育を実現させるためには、子供たちの教育環境の整備を一層進める必要がある。

そこで、以下の項目を中心に、2021年度に向けての予算の充実をしていただきたい。

災害からの教育復興に関わる予算の拡充を十分に図ること。

少人数学級を実現するため、公立義務教育諸学校の教職員定数を改善する計画を早期に策定・実現すること。

保護者の教育費負担を軽減するために義務教育教科書無償制度を堅持すること。

現在の経済状況を鑑み、就学援助や奨学金事業に関わる予算をさらに拡充すること。

子どもたちが地域で活動できる総合型地域クラブの育成等、環境・条件を整備すること。

老朽化等による危険を伴う校舎・ブロック塀の改築や、更衣室、洋式トイレ、空調設備設置等の公立学校施設整備費を充実すること。

子供の安全と充実した学習環境を保障するために、基準財政需要額の算定基準を改善し、地方交付税交付金を増額すること。

感染症に伴う臨時休校等により、児童・生徒が健康面・学習面で不安やストレスを感じることがないよう財政措置を講じること。

など、国においては、教育が未来への先行投資であり、日本の未来を担う子どもたちに十分な教育を保障することが、国民の共通した使命であることを再認識され、必要な教育予算を確保するべく、政府に意見書を提出するものであります。

議員各位におかれましては、各意見書案が示す趣旨を十分ご理解いただき、ご賛同くださるようお願い申し上げて、発議第1号及び発議第2号の提案理由の説明といたします。よろしくお願いします。

○議長（松野唱平君） これで、一括議題とした発議第1号及び発議第2号の提案理由の説明は終わりました。

これから、発議第1号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書提出についての質疑を行います。

質疑ありませんか。

9番、板倉正勝君。

○9番（板倉正勝君） この発議第1号につきまして、これは毎年毎年やっているものだと思うんですけれども、毎年毎年やっていて、それこそ意見書として扱ってくれていないというようなことに私は感じますけれども、これは誰かやってもいいんじゃないかなという感じがします。それについて、委員長は何か答えてくれますか。

○8番（大倉正幸君） 確かに板倉議員の言われるように、この案件については毎年教育民生常任委員長が発議しているものです。そして、また皆さんのおかげで毎年採択していただいております。採択していただいているからこそ、この制度の堅持が続いているというふうに考えております。

また、実は去年の今頃、この意見書を千葉県の教育会館のほうからお願いされまして、そのときに、あなた方はお願いばかりして、その後何も経過とか結果を教えてくれないじゃないですかという話をしましたところ、去年7月、お手紙を頂いております。議会事務局と議長と私宛てに手紙を頂きました。

そのコピーを9月議会で皆さんにもお配りしてあるんですけども、その中の一文で、今年度の国予算では小学校専科指導の充実のための加配定数措置の増加や、高校生等への就学支援のための奨学金や就学支援等が増額となりました。義務教育費国庫負担制度の堅持、教育予算拡充を図ることができましたということで、やはりこれを、意見書を出しているからこそ、こういう拡充を図ることができたというふうなお手紙も頂いております。

また、これもひとえに皆様のお力添えの賜物と感謝しておりますということがありますので、本年もぜひよろしくお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（松野唱平君） ほかに質疑ございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（松野唱平君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（松野唱平君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、発議第1号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書提出についてを採決します。

本案について原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（松野唱平君） 起立多数です。

本案については原案のとおり可決されました。

これから、発議第2号 国における2021年度教育予算拡充に関する意見書提出についての質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（松野唱平君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（松野唱平君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、発議第2号 国における2021年度教育予算拡充に関する意見書提出についてを採決します。

本案について原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（松野唱平君） 起立多数です。

本案については原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（松野唱平君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

なお、本定例会の会議録調製に当たり、字句、数字、その他細部の整理を要するものについては、会議規則第45条の規定によって議長に委任されたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（松野唱平君） 異議なしと認めます。

したがって、そのように決しました。

これをもって会議を閉じます。

令和2年第2回長南町議会定例会を閉会します。

(午後 3時18分)